

第三章 日米の制度の比較

前章では、日米のタックス・ヘイブン税制及びその執行確保の制度について詳細にみた。本章の目的は、日本のタックス・ヘイブン税制及びその執行確保の制度について米国のそれらと比較し、分析することにある。そこで、第一節では、タックス・ヘイブン税制について、形式的側面及び実質的側面の両面からその内容の比較及び分析を行い、第二節では、タックス・ヘイブン税制に関連する諸制度等（国外情報の収集及びこれに関連する罰則の規定）の部分について比較・分析を行う。本章での問題意識は、両制度ともタックス・ヘイブン対策税制として一般的には認識されているながら、米国の制度が対象取引限定方式、日本の制度が対象地域・法人限定方式と全く異なる方式を各々採用していることから、形式的には各々のタックス・ヘイブン税制でカバーされる個々の内容（課税所得、対象となる軽課税国等の範囲）に相違があるがこれら個々のものを総合的にみたときに実質的にはどのような相違があると考えられるのか又ははないのかという点にある。

なお、第二節では、タックス・ヘイブン税制と両輪をなす執行担保のための規定について、米国が強力かつ多様な制度を有している点をみる。

第一節 タックス・ヘイブン税制に関する日米比較

本節では、本稿の主要目的である日米タックス・ヘイブン税制について両国の制度の比較・分析を行う。

米国の制度は、包括的タックス・ヘイブン税制としては世界で最も早く（一九六二年）導入され、その後における

米国内の多国籍展開を背景に幾度かの改正を経て、今日では、かなり緻密なものとなっている点について前章において詳しくみた。一方、日本の制度は米国内の制度を意識しながら立法されているので、まず、米国内の制度の導入時の背景、基本的考え方等の比較・分析からはじめることとし、さらに、制度の主要項目について理論的な比較・分析を行うこととする。

I 制度の背景・目的・仕組み

ここでは、制度導入時の背景等、制度の基本的考え方特にみなし配当理論、所得直接稼得理論といった欧米において主張されている優れた理論との比較・分析を行う。

1 米国内の制度

(1) サブパートF立法の背景

米国内の制度は一九六二年に導入された。その背景は次のとおりである。⁽¹⁾

イ ケネディ大統領の特別教書における勧告

一九六一年四月、ケネディ大統領はその特別教書において、①先進国における課税繰延べ特権及び②すべての国における租税天国的繰延べ特権の排除の二つを勧告した。この勧告の背景として特別教書に述べられている点を要約すると次のとおりである。

(イ) 勧告当時認識されていた問題点

租税天国及びその他の課税繰延べ特権により、次の問題が放置されたままとなっている。

A 国際資源の効率的配分の阻害

B 国際収支の悪化

C こうした特権がないならば米国に投資されたはずの利益の海外における留保・再投資

D (最大の理由として) 税務上不当な租税天国の利用により脱税の防壁として役立ってきたこと
 なお、これらの問題点の認識の前提となっているのは、その当時の米国税法における次のような仕組みであった。

(A) 外国子会社一般について

外国子会社を通じて海外で稼得する所得は、米国に配当されるまで米国の租税に服さないし、配当が行われない場合には米国の租税が無期限に延期される。

(B) 低税率国の子会社について

米国より低税率国の子会社への所得の留保により米国の租税が延期される(問題は、資本の内外投資中立性—つまり、米国内でのみ活動する会社には利用できない租税上の特権を、低税率で子会社形態で活動する米国企業に与えることになる—という点である)。

(四) 勧告の特徴

勧告の特徴として次の点が指摘できる。

A 規制措置の対象には、タックス・ヘイブン国だけでなく先進国も含まれていた。

B 租税政策が当時の米国の外交政策との密接な関連の下で運営されていたことが色濃く打出されている勧告で

あること

(説明) 当時の外交政策を反映するものとして勧告の中に次の趣旨が述べられている。

(A) ヨーロッパ、日本の戦後における復興は完結したので、もはやこれらの国々に租税上の誘因を付与する外交的理由はない。

(B) 自由世界は後進諸国経済の発展を援助する義務があるとの見地から開発途上国に関する課税繰延べは引き続き適用する。

C 市場における競争条件の阻害にも考慮が払われていること

この勧告(特権の排除)により先進国の投資がいわゆる市場条件に基づいて決定される水準で維持されるであらう旨述べられている。

(イ) 立法当時の租税回避のパターン

当時の租税回避(又はタックス・セイビング)は基地会社を利用した次のような取引の形で主に行われていた。⁽²⁾

A 外国子会社の株式所有

B 外国の関連者等に対する権利等の許諾又は貸付

C 外国との間の輸出入

D 外国の関連者等に対する技術的役務等の提供

なお、これらの利用による米国の税率(五二%)と進出先国との税率との差額相当額のタックス・セイビングは、米国の国庫から米国株主等(又はその外国基地会社)に対する無利子貸付を行ったと同じことであるとの批

判があった。

ハ 立法の結果の概要

実際に立法された内容は、次に述べる特徴をみるとわかるように、前述イの大統領の勧告に比してかなり限定的なものとなった。

(イ) 先進国の子会社等は実質的な対象から除かれ、事実上タックス・ヘイブン国の子会社等を対象とすることになった。

その理由は、他の先進国への輸出を刺激 (stimulate) することの重要性が議会の公聴会において主張され、議会がこれを受け入れたこと、また、他の先進国における米国企業と他の先進国企業との競争条件に配慮したこと⁽³⁾による。

(ロ) 制度の仕組みは、対象取引限定方式 (transactional approach) とされた。

仕組み自体は、タックス・ヘイブンに所在する法人を対象とする租税管轄 (jurisdictional) アプローチでなく対象取引限定方式とされた (その結果、制度上は、タックス・ヘイブン以外の子会社等も対象とされた⁽⁴⁾)。

(2) サブパートFの目的及び仕組み・性格

イ サブパートFの目的

(イ) サブパートFの直接の目的

サブパートF条項の目的は、第一に、課税繰延べの防止 (to prevent tax deferral) にある⁽⁵⁾。

このサブパートF条項が設けられる前提としての国外活動に係る所得に対する米国の税制は、次のようになっ

ている。

米国企業が支店形態で国外で事業を行う (direct operation) 場合は、その国外所得は所得稼得時に課税 (current taxation) が行われる。米国企業が外国子会社形態で国外で事業を行う場合は、当該外国子会社等の米国内源泉所得は米国で課税され、米国外源泉所得は米国内事業に実質的に関連するもの以外は課税されない。すなわち、米国外源泉所得については、原則として配当支払又は子会社株式の処分が行われるまでは課税の繰延べは終了しない。⁽⁶⁾

課税を繰延べされた所得というのは、一般に無利子の貸付 (interest-free loan) による補助金、永久の課税繰延べの場合は無償援助 (outright grant) を政府が米国企業に対して行っているのと経済的に同一である。この意味での課税繰延べを認める所得 (非合算所得) には、CFCの設立国に居住するその関連者との取引がある。これは、CFCの活動地国 (居住地国) の居住者である法人とそのCFCとの競争に米国の税が中立的である趣旨である。一方、この意味での課税繰延べを認めない所得 (合算所得) には、CFCが単なる導管会社であるとか又は競争が第三国において行われるようなケース、例えばCFCがその親会社から購入したものをそれとは別の国に居住する関連者に売却すること等による所得がある。このケースに補助金 (課税繰延べ) を与えても (資本輸入の) の中立性を確保せんとする目的は達成されないことが合算課税を行う理由である。⁽⁷⁾

サブパートF条項は、次に、租税回避の防止も目的としている。ここにも租税回避の防止目的には二つの内容が含まれている。一つは米国の租税の回避の防止であり、他の一つは外国の租税の回避の防止である。⁽⁸⁾

後者について例をあげて説明する。まず、米国の法人が製造業を営む西独法人を支配しており、この西独法人

がその製品をその子会社であるスイス法人を通じて西独国外で販売した例を考える。この例では、回避された租税は西独の租税である（米国の租税が回避されたのではないことは、仮に西独法人がその製品を直接西独国外に販売した場合にも米国租税が回避されたのではないことから理解できる）。しかし、この例ではスイス法人に対して米国のサブパートFの適用により米国の租税が課される⁽¹⁰⁾。

(ロ) サブパートFの根拠・基礎となる政策目的

米国のサブパートF条項の根拠又はその基礎となる政策は資本輸出の中立性⁽¹¹⁾ (capital export neutrality) であると考えられる。このように考えられる理由は、例えば、一九八六年租税改革法に関する議会の説明では、特定の経済目的（租税上の利益の追求のための米国の者によるCFCの利用による利益を排除して米国内投資と米国外投資とを同一の条件 (even footing) の下に置くべきであり、議会としては、資本の利用を（税目的でなく）より効率的にする見地から措置を講ずるべきである旨述べていることにある⁽¹²⁾。

前述の資本輸出中立性という考え方に対して、これと対立する考え方である資本輸入中立性⁽¹⁴⁾ (capital import neutrality) がどの程度サブパートFに関する根拠又は政策として意識されているかに関しては、若干抽象的ではあるが、次のような考え方が参考となる⁽¹⁵⁾。すなわち、「サブパートF条項の基礎となるポリシーは資本輸出の中立性であって、そのポリシーから乖離し得る範囲の程度は、資本輸入中立性の下で正当化し得ることとなる最小限の政策の範囲内にとどまるものである」⁽¹⁶⁾。

ロ サブパートFの仕組み・性格

(イ) 仕組みの概要及び特徴

米国の制度では、日本、西独等と同様に合算課税方式が採られている。

その基本的仕組みの特徴は、米国株主等と一定の資本関係を有する外国法人（所在地国のいかんを問わない）の所得のうち特定の所得ごとに定められる適用除外要件を満たさないものについてその米国株主等の持分に応じて計算される額を当該米国株主等の総所得に合算するというものである。

なお、合算対象所得の範囲には、インターナショナル・ボーカット所得、未承認国に係る所得といった政治的色彩合いの強いものが含まれていることも特徴としてあげることができる。⁽¹⁷⁾

(四) 仕組みの考え方・性格

一九六二年の制度導入時、CFCの所得を誰に課税するか（CFCか米国株主等か）の検討に当たっては、仮にCFCに対して課税するとした場合に提起されるであろう問題、すなわち、①課税管轄権の問題（Jurisdictional problems）及び②租税条約上の義務の問題、の二つの理由から、外国同族持株会社に対する課税（一九三七年導入）の手法と同様に、その米国株主等に対して（その持分割合相当額を）みなし配当の分配があったものとして課税することとされたようである。⁽¹⁸⁾

このことからいえるのは、誰に課税するかという観点からは間接課税をとったものといえる。但し、間接課税の概念は、本来、親会社社同一体論又は法人格否認の法理の考え方に裏打ちされたものと考えられていること⁽²⁰⁾からCFCの存在を形式的にも実質的にも否定していない米国の制度の下では、本来の意味での間接課税とはいえないと考えられる。

また、規定の性格がみなし配当理論⁽²¹⁾（deemed dividends theory）によるか又は所得直接稼得理論⁽²²⁾（income

earned directory theory) によるのかについては、前述の導入時の経緯からみると基本的に前者によるものと考えられるのでなからうか。

但し、この区分についても、本制度の個々の規定をみていくと必ずしもみなし配当理論によるとはいえないものもみられることから、個々の規定ごとに詳細に分析する必要がある（その分析の内容については後述2・(2)・

ハ・(ロ)・【表】みなし配当理論と所得直接稼得理論の比較、参照。）。

2 日本の制度

(1) タックス・ヘイブン税制の立法の背景

日本のタックス・ヘイブン税制（措法六六の六（六六の九）は、昭和五十三年三月三十一日に法律として成立した。成立に至った背景及び経緯の概略は次のとおりである。⁽²³⁾

イ 日本経済の国際化の進展（直接投資の累計額は昭和四十六年度の八・六億ドルから昭和五十一年度の一九四億ドルへ増加）。

ロ 国際取引絡みの租税回避事例として主に移転価格操作及びペーパー・カンパニー（例：便宜置籍会社）の二つのパターンの利用が顕著になっていた。

ハ 国内税法の関連規定（法人税法第一条、二二条、一三二条等）はこれらの租税回避の規制に対しては必ずしも十分でない面があった。

ニ 国会における規制措置の検討を要請する決議、行政当局からの規定整備の要請、税制調査会の立法のための答申が行われた。具体的には、タックス・ヘイブンに子会社等を設立し、これを利用して税負担の不当な軽減を図る事

例が見受けられ、このような事例が税負担の公平の見地から問題があり、立法措置を講ずるべきことが指摘された。

ホ 先進国の多くが既に導入しており、国際機関も規制の導入を勧告していた。

(2) タックス・ヘイブン税制の目的及び仕組み・性格

イ 制度の目的

タックス・ヘイブン税制の目的は、軽課税国にある子会社等で日本の国内の株主に支配されているようなもの(24)にその日本の株主が所得を留保し、日本での税負担を不当に軽減することを規制することにある。

ロ 制度の基本的考え方及び根拠

(イ) 「不当に軽減する」の基準

前述イにいう、「税負担を不当に軽減すること」の基準とは何であろうか。立法当局の説明においては「十分な経済合理性」の基準があげられている。⁽²⁵⁾この語は、「当該外国法人が独立企業としての実体を備え、かつ、その他において事業活動を行うことにつき十分な経済合理性があると認められる等一定の要件に該当する場合には適用しない。」⁽²⁶⁾(傍線筆者)といった形で使用されている。すなわち、十分な経済合理性の具体的基準が適用除外要件である。

不当に軽減することの基準である「経済合理性」に関し、経済合理性を欠く場合における子会社等が、本制度の対象となり課税されることになる。それでは、経済合理性基準を満たさない子会社等に対する合算課税は、何故に、また、どのような考え方に基づいて認められることとなるのであろうか。また、合算課税は日本法の一つ

の域外適用のようにもみえるが、外国の主権との絡みで問題はないのであろうか。これを考えるための前提として、現行税法の基本的仕組みの下では、軽課税国に所在する子会社等は別個の法人格を有する外国法人であり、外国法人の日本国外源泉所得は配当が還流しない限り、日本では課税されないものとなっていることを理解しておく必要がある。

(二) タックス・ヘイブン税制と外国主権

外国の主権との問題は、形式的レベルで議論すると、我が国の課税権の及ばない外国において別個の人格として存在する外国法人に対する課税権の行使の問題であるから、日本の国内の株主に対して課税するいわゆる間接課税⁽²⁷⁾的な考え方は問題とはならない。一方、外国に所在する子会社等に対して課税するという直接課税⁽²⁸⁾的な考え方の場合はある意味で問題となることができる。しかし、実質的なレベルで議論すると、法律的に直接課税となっているから外国の主権との関係で問題が生じ（例えば、タックス・ヘイブンに対する規制立法ができない等）間接課税となっているから問題が生じないというような議論はあまり重要な意味を持たないのではなからうか。すなわち、立法政策的な見地からみれば目前の問題は、実際に生じている租税回避の現実的な除去又はこれから起こり得る租税回避の現実的な防止である。この見地からどのような場合に、どのような範囲（納税義務者、対象外国法人、課税所得等）で、どのように課税していくかという問題として考えていくのでない限り、実際上意味がない。そのためには、現実の経済の国際化の態様、進展の度合い及び国際的な課税の具体的な進展との権衡（国際的にここまでなら課税してよいといった国際的コンセンサスの問題⁽³⁰⁾）との兼ね合いで考えていく必要がある。この見地から日本の制度導入時（昭和五十三年）における状況をみると、先進主要諸外国では国

内の特定の納税義務者に対して特定の外国法人の特定所得について課税するという制度が導入されており、国際機関の場においても各国への導入勧告が既に行われていた。従って、制度の内容がこのような範囲内のものである限り制度の導入は可能であるということができるのではなからうか。

(ハ) 制度の理論的根拠

次に、どのような考え方に立ってどのような課税を行うのかという制度の理論的根拠について検討する。

まず、課税の土台となる考え方については次の二つが考えられる。

一つは租税回避防止論であり、もう一つは課税の中立論である。⁽³¹⁾ まず、中立論については、この考え方は国内のみで活動している企業や支店の形で海外に出ている企業とのバランスを図るという考え方であるため、子会社等の事業活動の内容にかかわらずタックス・ヘイブン所在のすべての子会社等の留保所得について課税しなければならなくなることから結果的に日本企業の海外での活動の実態を無視することにもつながりかねないという問題があつた。⁽³¹⁾

一方、租税回避論の考え方は、①異常又は不自然な行為形式をとることにより、②通常の行為形式をとったときと同様の経済目的を達成しつつ、③我が国法人税等の負担を不当に軽減させるような場合において、その異常な行為形式を否認するということである。この考え方の下では、必ずしも中立論におけるような問題が生ずるわけではなく、また、タックス・ヘイブンの利用という実態に対する実質的公平の確保という公平論の観点からも是認し得る。さらに、同族会社の行為計算により税負担を不当に軽減させる結果になると認められるときはその行為計算を否認できるという国内税法上の規定が既に存在しておりこうした規定も背景に意識された上でこのよ

うな租税回避論の考え方に立った立法が行われたのではなからうか。なお、租税回避論に立つ日本の制度における資本輸入中立性への配慮については、まず、少なくとも制度が適用となる法人すなわち実体のない法人への配慮は必要なしとみているものと思われる。⁽³²⁾ 一方、現地で事業を行うことにつき十分な経済的合理性を有するものについては適用を除外していることから、そうした真正な事業に対する国際競争力維持（資本輸入中立性）への配慮がなされているものとみることができ。⁽³²⁾

ハ 制度の基本的仕組み・性格

(イ) 仕組みの概要及び特徴

日本の制度は、米国、西独等と同様に合算課税方式がとられている。その基本的仕組みの特徴は、軽課税国を指定し、このような軽課税国に所在する子会社等で日本の株主と一定の資本関係にあるようなもののうち、業種別に定められた適用除外要件を満たさないものが現地で留保する所得について、国内の株主の持分に応じて計算される額を収益の額とみなして国内の株主の所得に合算するというものである。

(ロ) 仕組みの考え方・性格

本制度は法律的には、合算所得を内国法人の収益の額とみなして益金の額に算入すると規定した。⁽³³⁾ これは、株主たる内国法人に係る合算所得が、通常であれば当該内国法人に対する配当として分配されるべき性質のものであり、株主はそれだけの支配力を有しているにもかかわらず、子会社等が配当を全くあるいはわずかししか行わず、留保所得を蓄積しているところに税の回避を推認し得るという考え方に基づいていると考えられる。⁽³⁴⁾

すなわち、この制度は、子会社等の法人格については必ずしもこれを否定することなくその留保所得が実質的

に帰属する者である日本の株主に課税しようとするものである。⁽³⁴⁾

以上の点からみると、日本の制度は、課税対象者は誰であるかという観点からは間接課税⁽³⁵⁾を採ったものといえる。但し、間接課税の概念は、本来、親子会社同一体論又は法人格否認の法理の考え方⁽³⁶⁾に裏打ちされたものとして認識されていることとの関係では、本来の意味での間接課税といえるかどうか疑問がないわけではない。というのは、日本の立法においては子会社等の法人格は明確に否定されているわけではないからである。この点に関し、日本の制度が子会社等の法人格を否認していないものとみる場合には、親会社（内国法人）に対して合算所得を課税していることをどのように考えればよいのであろうか。日本の立法自体からは、必ずしも明らかではないものの、経済的合理性の有無を課税非課税の判断基準とする立法趣旨に照らし、所得の帰属関係を是正する⁽³⁷⁾とみる考え方がある（所得の帰属関係は正説）。なお、本制度の立法時の説明から推察する場合も、株主たる内国法人を留保所得の実質的帰属者とみていることから、所得の帰属関係を是正するものとの考え方が妥当のように⁽³⁸⁾思われる。

なお、この所得の帰属関係は正説は、みなし配当理論及び所得直接稼得理論の両者（後掲【表】みなし配当理論と所得直接稼得理論の比較、参照）と比較した場合には、我が国の制度が実体なき子会社等（ペーパー・カンパニー）を適用対象としている点からみて、後者の理論に結果的、実質的に類似するように思われる。しかしこの点については、本制度の個々の規定をみていくと必ずしも所得直接稼得理論によるとはいえないものもみられることから、個々の規定毎の詳細な分析が必要である。そこで、次に、米国のサブパートFと比較しながらその分析を試みる（後述Ⅱ以下参照）。

なお、「所得の帰属関係は正説」とみなし配当理論対所得直接稼得理論にいう「所得直接稼得理論」との関係は必ずしも明らかではない。前者は日本の制度について主張される考え方であるが、日本の制度にいうCFCが主として実体のないものを対象としていることから、本来的に国内株主に帰属するものとの考え方を採るもののように思われ、日本の制度では支店アナロジーといった考え方は直接的には出て来ていないと考えるべきであろう。

一方、後者は対象取引限定方式を採る国の制度すなわちCFCの実体の有無いかにかかわらずティンテット・インカム（第四章（注2）参照）を課税するという制度を基礎として出て来た考え方であることから、ある程度実体のあるものの認識が可能なので、支店アナロジーを介して造りあげられることとなった理論のように思われる。従って、両者はその前提において異なるという点では比較の対象とすべきではない点はあるものの、国内の株主への帰属の態様の面においては、みなし配当理論の考え方と一線を画するところがある。従って、両者はともに軌を一にする面もあるものといえるのではなからうか。

【表】 みなし配当理論と所得直接稼得理論の比較

日米の制度の各個別項目の各々の理論への該当性						
みなし配当理論			個 別 項 目	所得直接稼得理論	該当の有無	
	該当の有無	米 日			米 日	
内国株主への配当とみなす	○		合 算 所 得	内国法人が直接稼得したものとみなす（外国支店アナロジー）		○
存在する	○		外国子会社等の存在	存在する		○
存在する	○		① 形式的存在 ② 実質的存在			△
内国株主の所得と相殺しない	○	○	C F C の損失の取扱い { ① 同一年度のある種類の所得に係る損失 ② 過年度損失 }	内国株主の所得と相殺する		
中 立			関連会社損失	中 立		
益金不算入	△	○	二重課税の排除 (1) 合算所得が実際に配当されたとき (2) 外国税額控除 ① 合算時 1) 控除の方法	—		○
間接外国税額控除	○			間接外国税額控除		
法人のみ	○		2) 控除を受ける者	控除される内国株主のすべて		
する	○		株主の取得価額の調整 (C F C 株売却との関連)	しない（但し株売却時に二重課税を調整する）		○
増額する	○		(1) 合算時	増額しない		○
減額する	○		(2) 配当時	減額しない		○
間接外国税額控除で救済 (疑義あり)	○	△	タックス・ヘイブン税制の重複適用の場合の外国税額控除 ① 合算された者 ② 租税条約上の相互協議	直接外国税額控除で救済可能		△

(注イ) 純粋な意味でのみなし配当理論及び所得直接稼得理論をあげた。

(注ロ) △は必ずしも明確でないものの意味である。

(注ハ) 米国の制度は外国税額が下位の子会社等から親会社（内国法人）に向かって順次帰属するとの法形式をとる。また、内国歳入法上の間接外国税額控除に乗るとの法形式をとるため、曾孫会社までの外国税額に限る控除となっている。

Ⅱ 対象となる外国法人

1 対象となる者の種類（範囲）

(1) 形式的比較

米国の制度では、被支配外国会社を内国歳入法上の外国法人 (foreign corporation) である旨規定し (IRC 九五―(a)(1)、我が国の制度でも特定外国子会社等を法人税法上の外国法人である旨規定 (措法六六の六②一) しており、両制度ともその範囲を外国法人とする点で基本的な同様の考え方をとっている。

(2) 実質的比較

イ 米国の制度

米国の制度で対象とされる外国法人は、内国法人以外の法人であり (七七〇―(a)(5)、法人 (corporation) には、社団 (association)、『joint-stock company 及び保険会社 (insurance company)』が含まれる (七七〇―(a)(3)、『association の意義については、レギュレーション (Reg. 301. 7701-2) に次の説明がある。

association の一般的な意義は、一口にいえば人の集まりということである。しかしこのような定義では、法人格を有する通常の意味での法人、パートナーシップ又は信託といった団体との境界がどうなるか甚だ不明確である。この点に関し、米国では次のように取り扱っている。

まず、ある組織を法人とそれ以外の例えばパートナーシップ、信託といった団体とのどちらかに区分する際のよるべき基準、すなわち、法人として持つべき性質 (corporate characteristics : 以下「法人としての特質」いう。) に

ついで、主なものとして次のように六つの要素があげられている。

- a メンバーの存在 (associates)
- b 事業及び利益分配の目的 (an objective)
- c 継続性 (continuity of life)
- d 経営の集中 (centralization of management)
- e 法人の財産に限定された責任 (limited liability)
- f 持分の自由な譲渡性 (free transferability)

次に、associationとは、基本的には、前述の法人としての特質の有無により決定される。これらの法人としての特質を有するの可否かは個々のケースにおける個別の事情によるしかないとされているものではあるが、より抽象的でない方をすれば、ある組織に関し前述の法人としての特質の各々について判断した結果、パートナーシップ又は信託というよりは、むしろ、より法人に近いとみられるときにはassociationに該当するとの考え方が課税上とられているようである (Reg. § 301-7701-2(a)(1))。

ロ 日本の制度

日本の制度では、外国法人は内国法人以外の法人をいい、内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいうものとされる。ここでいう法人には、商法上の会社、民法上の社團・財団、特別法に基づく公共法人等が含まれ、人格のない社團等でも代表者又は管理人の定めのあるものは法人とみなされる。

ハ 比較

外国法人の定義規定の仕組みは、両国ともに内国法人以外のものをいうと規定し、その場合の法人の内容は基本的に両国とも国内の諸々の法令に基づくものを念頭に置いたものとなっていると考えられる。

従って、両国の種々の国内法（特別の法人、信託等の根拠法たる米国各州の法令及び特別の法人、財団・社団の根拠法たる日本の特別法又は民法等）が異なる限りは厳密な比較は困難である。すなわち、両国ともそれぞれの国内の諸制度を反映した（又は形式上限定された）「法人」の定義となっているとしても、外国の異なる諸制度の下に設立された外国の種々の制度にいう外国法人であるか否かは、その都度各々の国内法の基準により個別的に判断されていくべきものであると考えられ、いまここで一般的に両国の制度の広狭を論ずることは困難である。⁽³⁹⁾

2 対象となる外国法人に対する支配の判定基準（具体的支配基準）

(1) 形式的比較

イ 原則

対象となる外国法人（以下、文脈により別に判断できる場合を除き、米国の制度にいう被支配外国会社及び我が国の制度にいう特定外国子会社等の双方を指す用語として便宜上「CFC」を使用する。）に対する出資割合の基準（threshold）は、両制度とも直接・間接所有「五〇%超⁽⁴⁰⁾」としている点で同様である。

但し、次の点が異なる。

(イ) 五〇%超の割合の算定の基礎となる株主の範囲すなわちどのような株主を念頭に置いて五〇%超の判定を行うべきかについては、米国の制度では基本的に一〇%以上所有株主のみでこれを判定するのに対し、我が国の制度では個々の株主の株式所有割合を問わないものとなっている（すなわちそのCFCの株式を有する個々の居住者

及び内国法人の所有割合についてその多寡を問わず合計した上で五〇％超か否かを判定する。）点が異なる。なお、日本の制度では、国外に居住する親族等とその株式等を分散保有されることの懸念から当該居住者の親族、使用人等に当たたる者で国外に居住する者（非居住者）の有する直接・間接所有持分も五〇％超の判定上考慮される。

(ロ) 五〇％超であるかどうかを算定する際、日本の制度では、直接・間接所有の株式につき掛け算方式によるのに対し、米国の制度では、直接・間接所有要件については掛け算方式をとる上にみなし所有要件の計算上、パートナーシップ、法人等が他の法人の株式の五〇％超を直接・間接に所有するときは当該パートナーシップ、法人等が当該他の法人の株式のすべてを所有するものとみなされること等を通じて広い範囲のCFCが対象となる仕組みとなっている。この点では米国の制度が広いとの考え方も可能であろう。

ロ 別段の定め

保険所得に係る支配基準の引下げに係る規定は、米国の制度の特有なものであり我が国の制度にはない。つまり、米国の制度では、保険所得一般に関し、保険料等の総収入に占める保険（再保険を含む）又は年金に係る保険料収入の割合が七五％超となるときは、前述の具体的支配基準である「五〇％超」に代わり、直接・間接所有要件及びみなし所有要件を適用後の「二五％超」が適用されることになっている。

従って、保険所得だけについてみれば、CFCの範囲は我が国よりも広い。また、キャプティブ・インシュランス・カンパニーに対する課税取扱いに関し、CFCに対する具体的支配基準は、同様に、直接・間接所有要件及びみなし所有要件を適用後の「二五％超」の基準が前述の具体的支配基準（五〇％超）に代わって適用され、さら

に、「二五%以上」の割合の算定の基礎となる株主の範囲については、米国株主等の一般的定義にいう一〇%以上の所有の要件をはずして、外国法人の株式を直接・間接に所有する米国の者としている。すなわち株式所有割合を問わない点で我が国の制度と同様となっている。

(2) 実質的比較

対象となる外国法人に該当するか否かの形式上の判定基準は、前述(1)で述べたように、「五〇%超」であるか否かによる。しかしながら、實際上の問題としては、株式所有割合が形式上あるいは名目上は満足されていないが実質的に経営権を支配しているようなケースがあったとした場合に個々のケースにおいてどのように取り扱われるのかといった問題がある。

イ 米国での取扱い

米国の制度では次のように取り扱われている⁽⁴⁾ (Reg. § 1.957-1(b))。

(イ) 議決権のある株式の合計の意義

A 原則

米国株主等について具体的支配基準が満たされているかどうかは、個々のケースにおける具体的個別事情 (all the facts and circumstances) を考慮して判断される。

B みなし規定

次のような事情にある場合には、前述の原則にかかわらず、米国株主等は具体的支配基準を満たしているものとして取り扱われる。

- (A) 米国株主等が取締役に相当するものの過半数を選出、指名する等の権限を有していること
- (B) 米国株主等により選出、指名等をされる取締役の数がちょうど半数の場合においてキャスティング・ボードを握る者の選出権限等を当該米国株主等が有していること
- (C) 米国株主等により選出、指名等をされる者により、取締役会が行うような職務が通常遂行されること
- (D) 議決権を形式上他の者へ移転している等の場合の取扱い

A 概要

米国株主等が実質上の議決権を有しながら、形式上のみこれを移転しているといった取極 (arrangement) があるようなケースは議決権ありとして取り扱われる。

一方、単に議決権を所有しているというだけでは、議決権ありとして取り扱われることはない。

B 具体例

(A) 次のような合意 (agreement) が存在している場合 (その合意が明示のものであるか否かは問わない。) に、議決権の形式上の所有 (nominal ownership) という事実是否認される。

- a いずれかの株主は議決権を行使しないこと又はいずれかの株主は限定的な議決権のみを行使すること
- b 過半数を有する株主に対して認められている権限が、五〇%以下を所有する株主に対して与えられていること

(B) 外国法人が発行する二種類以上の株式のうち米国株主等がある一種類以上の株式を所有している場合において、他の種類の株式に係る議決権については次のように取り扱われる。

a その議決権が行使される場合には、その行使は誰のためであるかを基準に判定され、その行使を受ける人が所有者とみなされる。

b その議決権が行使されない場合は、次のことを条件として、その議決権はないものとされる。

(a) 当該他の種類の株式の議決権の割合が、法人の利益に対する持分割合より実質的に大きいとき

(b) 当該他種類の株式の株主がその議決権を独立して行使することがない又は何らかの事情により行使しなかった事実があること

(c) その外国法人につきCFCと判定されるのを回避することを主たる目的とする取極が存在すること

ロ 日本での取扱い

前述イの米国のレギュレーションでは、実質的な判定基準を定めている。一方、日本には、米国のレギュレーションのようにその取扱いを公表したものはない。従って、ここでは日本での具体的取扱いは議論できない。

我が国の制度では「株式の数又は出資の金額の総数又は合計額」と規定していることから、専ら、この文言の解釈にかかってくることになるが、前述イの取扱いの中には、我が国の税務運営上は個別事案に即した事実認定を行う上で個別に考慮されていくべきものもあるように思われる。従って、その個別判断における考慮いかに⁽⁴²⁾よっては、日米の取扱いの開きに実質的に大きな相違がないことも考えられよう。

3 対象となる外国法人の所在地国

(1) 形式的比較

米国の制度では、合算所得を有する外国法人であれば全世界に所在する法人が本制度の対象となる。従って、対象

となる外国法人（CFC）がどのような外国に所在するかによって制度の適用の有無が左右されることはない。

一方、日本の制度では、政府により指定される軽課税国（平成二年六月二十日現在四一か国）⁽⁴³⁾ 所在する外国法人に對してのみ適用される。

(2) 実質的比較

米国の制度では、外国基地会社所得等に関し、CFCの所得に對する課税が米国の税率の九〇％超で行われていることを納税者が証明したときは課税されない（高率課税所得に係る九〇％超ルール）⁽⁴⁴⁾ 旨の定めがあることから実質的には高率課税国所在の法人には、制度の適用がない。従って、米国の制度も主としてタックス・ヘイブン国所在の法人に限られることとなるのではなからうか。⁽⁴⁵⁾ その場合には、日米の制度にそれ程の開きはなくなってこよう。

Ⅲ 対象となる内国法人・居住者（納税義務者）

1 納税義務者の種類（態様の範囲）

(1) 形式的比較

米国の制度では、対象となる居住者・内国法人を米国株主等（United States shareholder）と定義しており、この定義には、合衆国の市民又は居住者、内国法人、内国パートナーシップ、遺産又は信託（外国遺産及び外国信託を除く。）が含まれる。

我が国の制度では、居住者及び内国法人が対象とされており、形式的には米国の方が納税義務者の範囲は広い規定振りとなっている。

(2) 実質的比較

我が国には、例えば米国におけるパートナーシップ（注・Reg. 301-7701-3）に比較し得る制度が直接的に存在するわけではないことから、両制度の比較を単純に行うことはできない。我が国の制度の下において仮にパートナーシップが納税義務者であるか否かが問題となるケースでは、我が国の組合に対する課税取扱いに従って解釈されることになる（法規通一四一―一―三）ことから、むしろ、実質的には米国の制度との相違は基本的にはないとの考え方もあり得る。

2 納税義務者の株式所有割合（具体的所有基準）

(1) 形式的比較

両制度ともに、一〇％以上の株式等を所有すること⁽⁴⁶⁾を条件としていることから具体的所有基準自体については同様の制度となっている。

但し、両制度には次のような規定振りの相違がある。

まず、米国の制度では、「米国株主等」の範囲について、みなし所有要件を用いて直接・間接の範囲をさらに拡大し、結果的に納税義務者の範囲も拡大されている。例えば、ある一の法人により支配される二以上の法人同士との関係（兄弟姉妹関係）にある二つの法人がCFCとの間でそのCFCの納税義務者という関係に立つことを規定しており、この規定によりCFCの具体的支配基準（五〇％超、二五％超又は二五％以上）の判定の基準の基礎として、帳簿・書類等の備付け義務の対象とすることの効果をも生ぜしめる規定振りとなっている。

一方、日本の制度では、一人又は一法人で一〇％以上の株式所有となる場合のほか、一の同族株主グループにつ

き一〇％以上の株式所有割合となる場合も納税義務者に含めていることから、ある同族株主グループに属する法人等については、各々の法人の株式所有割合が一〇％未満となる場合においても納税義務者となる。

(2) 実質的比較

前述1及び2・(1)では「納税義務者」の用語を単に両制度の対象となる内国法人・居住者の意味で使用してきた（従って、前述1及び2・(1)という納税義務者には結果として合算課税を受けないこととなる者つまり「広義の納税義務者」も含まれている。）が、これを合算課税を實際に受けることとなる者と定義し直した場合には、前述の納税義務者の範囲は、さらに狭い範囲の者（狭義の納税義務者）が対象となる（但し、その範囲が狭くなるのは米国の制度においてのみである）。

つまり、米国の制度の場合、対象となる者を米国株主等と定義し、これには(1)直接・間接所有要件、及び(2)みなし所有要件、の二つを通じた広範囲の者が含まれるが、實際の合算課税に当たっては、課税額の算定上(1)の直接・間接所有に係る額を課税するという法律構成がとられていることから、結果的に一〇％以上の直接・間接所有要件に該当する者のみがここにいう狭義の納税義務者に該当することになる。

一方、日本の制度では、前述(1)の納税義務者がそのまま合算課税の対象となる納税義務者となる。

以上の狭義の納税義務者のレベルすなわち実質的に納税義務を負う者の範囲という観点から両制度を比較すると次のようになる（次表の□が合算課税を受ける納税義務者）。

【表】 狭義の納税義務者の範囲（太線枠内）

みなし所有要件		直接・間接所有要件 (10%以上所有)		
3 当該株主等から法人等への帰属 (第二章第二節Ⅱ2(3))		1 当該個人へ妻、子、親等の持分を帰属 (第二章第二節Ⅱ2(1)) 2 当該法人等から株主等への帰属 (第二章第二節Ⅱ2(2))		米 国 の 制 度
3 同族関係会社		1 一〇%未満でも納税義務者 妻、子、親その他の親族 使用人		日 本 の 制 度
同族株主グループ		居住者・内国法人		
直接・間接所有株主等 (10%以上所有)				

前掲の表から、実際に課税を受ける者の範囲自体からみると基本的に日本の制度の方が広く取り込んでいるとの見

方も可能である。しかしながら、米国の制度におけるキャプティブ・インシュランス・カンパニーに対する課税上一〇%未満所有者も納税義務者とされること及びみなし所有要件によりCFCに該当する者の範囲をより広く定義していることとの関係で（後述Ⅳ・2参照）、結論としてはその範囲に大きな相違があると断言することは困難である。

Ⅳ 株式所有要件

前述Ⅱ及びⅢでは、国内の居住者・内国法人等がCFCの株式を何%所有するときに外国法人がCFCに該当し（前述Ⅱ）、又は納税義務者に該当するか（前述Ⅲ）について述べた。そこにいう所有の概念は、米国の制度においては(1)直接・間接所有及び(2)みなし所有であり、日本の制度においては直接・間接所有であり、日米の制度には少なくとも形式上の相違がある。

前述Ⅱ及びⅢではその説明の都合上、これらの株式所有の概念にも触れることとなったが、ここでは、これらの概念の内容、効果及びそれらについての日米の相違に焦点をあてて述べることにする。

より具体的には、株式所有要件と対象となる外国法人及び国内の納税義務者との関係は、次の【表】のようになっているのであるが、ここでは、次の【表】の傍線付きの部分、すなわち、米国の制度における直接・間接所有及びみなし所有、日本の制度における直接・間接所有の内容について比較・分析する。

【表】株式所有要件（対象となる外国法人与納税義務者との関係）

広義の納税義務者 (前述Ⅱ)	対象となる 外国法人等 (前述Ⅰ)	
一〇％以上	五〇％超	共 通
同 右	次の要件で一〇％以上の所有となること 1 直接・間接所有 2 みなし所有	米 国 の 制 度
上の一〇％以上の判定の基礎となる一の株主に係る要件 1 次の要件で一〇％以上所有となること ・ 直接・間接所有 2 一〇％以上所有となる一の同族株主グループに属する内国法人・居住者（所有割合不同）であること	次の要件により株主となること （所有割合を問わない） ・ 直接・間接所有	日 本 の 制 度

狭義の納税義務者 (課税される者) (前述Ⅱ)		
		共通
次の要件で一〇％以上所有となること ・直接・間接所有	上の一〇％以上の判定の基礎となる一の株主に係る要件	米国の制度
原則として同上		日本の制度

1 直接・間接所有

(1) 直接所有

直接所有については、両国の制度ともに、原則として、自国の納税義務者が外国法人の株式等を直接に保有する場合をいうものとしており、相違はない。

(2) 間接所有

間接所有についても、両国の制度ともに、自国内の納税義務者と当該外国法人（CFC）との間の資本関係に以上の外国法人が介在するケース（外国法人を通じた所有）を考慮しており、基本的には相違はない。

(3) 直接・間接所有の効果

イ 米国の制度では、サブパートFの規定のうち、外国税額控除の規定の一部及び外国基地会社海運所得の規定の一

部等を除くすべての規定に対して適用される。具体的に主なものをあげると、まず、米国株主等に対する合算課税額の算定上（九五―(a)）これらの概念が使用される。また、米国株主等の定義上これらの概念が使用されることにより、米国株主等への該当性（一〇％以上）の有無及び外国法人のCFC該当性（五〇％超）の有無が決定されることになる（但し、これらの該当性の判定に当たっては後述のみなし所有も合わせて判定される）。

なお、外国法人、外国パートナーシップ、外国信託又は外国遺産に対する直接・間接所有持分割合の決定に当たっては、個別事業におけるすべての事実（facts and circumstances）を勘案すべきこととされる。外国法人に対する直接・間接所有要件のルールを特定の条項に適用するに当たっては、その条項の目的が考慮されることになっている（Reg. 1.958-1(c)(2)）。例えば、直接・間接所有のルールを合算課税額の算定上（九五―(a)）用いるときは、当該者の当該外国法人の所得に対する持分割合に基づくのであり、また、このルールを米国株主等又はCFCの定義の決定上用いるときは、当該外国法人の議決権のある株式の合計に基づき、それぞれ、当該外国法人に対する比例的持分が決定されることになる（Reg. 1.958-1(c)(2)）。

ロ 日本の制度では、納税義務者（内国法人及び居住者）への該当性（一〇％以上）の有無及び特定外国子会社等（法的には外国関係会社）への該当性（五〇％超）の有無が決定される。

2 みなし所有

(1) 形式的比較

これは、形式的にみれば、日本の制度には原則的にない制度である。

(2) 実質的比較

米国の制度について、その規定の目的及び内容等を分析してみると、以下のように、日本の制度にいう直接・間接保有の内容の一部とかなり類似する点が見受けられる。

米国の制度にいうみなし所有の仕組みは、一口にいえば、米国株主等に該当するか否かの判定の対象となっている米国の者の外国法人に対する持分に他の者の当該外国法人に対する持分を帰属させること (attribution) によって、当該米国の者の米国株主等への該当性及び C F C 該当性を判定しようとするものである。ここにいう持分の帰属の態様には次の三種類があり、各々日本の制度との比較を試み、次のとおりである。

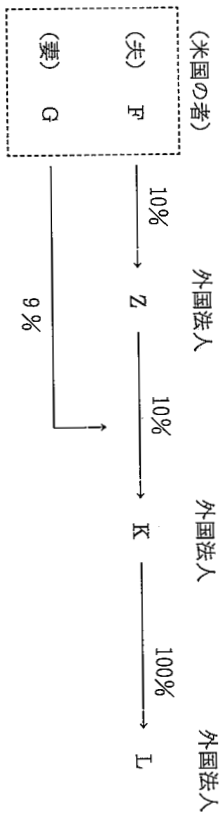
イ 個人への帰属

(イ) 米国の制度では、米国株主等に該当するか否かが問題とされている個人に帰属させる持分は、次の者に限定されている。

A 当該個人の配偶者

B 当該個人の子、孫及び親

【図解】 Reg. 1. 958-2(e) Example (6)



(結論) Lに關し、FもGともに米国株主等に該當する。

(説明)

1 Fは直接・間接に一〇%を所有している。

$10\% \equiv \text{Ⅲ} \div \text{Ⅲ} \times 1\% (10\% \times 10\% \times 100\%) + \text{Ⅲ} \text{からの} \text{Ⅲ} \text{分} 9\%$

2 Gは直接・間接に一〇%を所有している。

$10\% \equiv \text{Ⅲ} \div \text{Ⅲ} \times 9\% + \text{Ⅲ} \text{からの} \text{Ⅲ} \text{分} 1\% (10\% \times 10\% \times 100\%)$

(Ⅱ) 日本の制度

日本の制度では、みなし所有要件といった規定そのものは存在しない。しかしながら、日本の直接・間接所有要件では、同族株主グループ全体で一〇%以上の所有となるときは、当該同族株主グループに属する法人(外国法人を除く)及び個人(居住者及び非居住者のいずれをも含む)の直接・間接所有割合が一〇%未満であってもこれらの法人(内国法人)及び個人(非今居住者を除く)は合算課税を受けることとなる。そして、ここにいる同族株主グループに属する個人の範囲は次のA～Eのようになっている。

A 親族(次の者をいう。)

(A) 配偶者

(B) 六親等内血族

(C) 三親等内の姻族

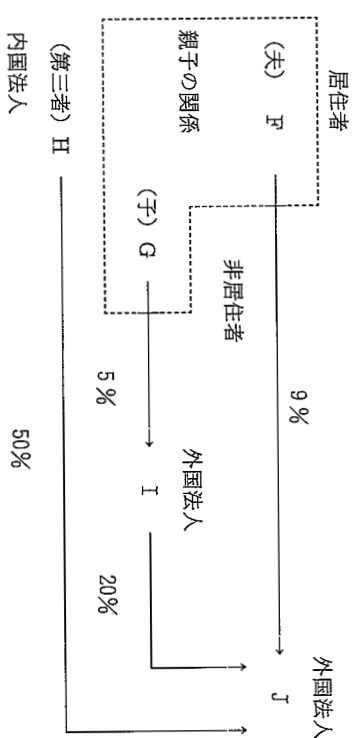
B 事実上の婚姻関係者

C 個人たる雇用者の使用人

D A～C以外の者で、個人から受ける金銭等により生計を維持する者

E A～Dに掲げる者と生計を一にする親族

【図説】



(結論) F (九%) は本制度の対象となる納税義務者に該当する。

(説明) FとGのグループ (同族株主グループ) で一〇%を所有している。

$$F = 9\%$$

$$G = 1\% (5\% \times 20\%)$$

(2) 両制度の比較の結論

米国の制度よりも日本の制度の方がより広く関連者をカバーしており（前述A、B及びCの各々について全部又は一部が広くなっている）、より緻密なものとなっているといえる。

ロ 株主等への帰属

- (イ) 米国の制度では、パートナーシップ、遺産、信託、法人（但し法人については、一〇%以上の所有に限る。）が直接・間接に外国法人（CFC）の株式を所有する場合には、これらのパートナー、受益者、株主がその持分割合に応じて比例的に所有しているものとみなされる。さらに、パートナーシップ、遺産、信託又は法人が所有する外国法人の株主の所有割合が五〇%超となるときは、当該パートナーシップ、遺産、信託又は法人は当該外国法人の株主を一〇%所有しているものとみなされる。すなわち、五〇%超所有の場合に一〇%所有とみなす点に特徴がある。この規定の趣旨は、五〇%超所有により外国法人に対する絶対的支配権を実際に有するケースにつき、比例的な所有とみなすことにより対象となるべき納税義務者及びCFCの対象とならなくなってしまう（掛け算方式による計算で一〇%未満又は五〇%以下となる）ことの不合理さに対処することを目的とするものと考えられる。

(ロ) 日本の制度

日本の制度では、株主等への帰属となったみなし所有要件の規定そのものは存在しない。しかしながら、日本の制度には、米国の制度が目的とするところのものと類似する効果をもたらす次のA〜Cのような取扱いが存在する。

A 例えば、CFC（特定外国子会社等）に該当するか否かの判定の対象となっている外国法人の株式を所有す

る他の外国法人の（当該CFCに対する）所有割合は米国の制度と同様に比例的（掛け算方式で算定される割合）に所有されるものとして計算される。

B CFC（特定外国子会社等）への該当性（五〇％超）を判定する基礎となる国内の株主については当該国内株主の株式所有割合の多寡を問わずその判定の基礎とする。

C 同族株主グループに属する内国法人は、一〇％未満所有であっても納税義務者としてカウントされ、従って、CFC（特定外国子会社等）該当性（五〇％超）の判定の基礎に含められている。

(ハ) 両制度の比較の結論

米国の制度の五〇％超所有の場合の一〇〇％所有のみなし規定（前述イ）及び日本の制度にいう同族株主グループの規定等（前述ロB及びC）はアプローチの仕方に相違がある。しかし、その目的とする考え方は、株式の分散保有による制度の適用回避を防止することであり、その点で同様の考え方に基づくものであるといえるのではないだろうか。

ハ 法人等への帰属

(イ) 米国の制度

米国の制度では、パートナー、受益者又は者が外国法人（CFC）を直接・間接に所有しているときは、当該パートナー、受益者又は者が各々有するパートナーシップ、遺産、信託又は法人（当該法人の株式の五〇％以上を当該者が所有している場合に限る）が、当該外国法人（CFC）の所有者とみなされる。

(ロ) 日本の制度

日本の制度には、法人等への帰属に係る定めは形式上はもちろん実質的にもない。但し、米国の前述(イ)の制度が目的とするところのものと類似の効果をもたらすものとして、同族株主グループに係る規定がある。すなわち、米国の制度では、例えばある法人（被支配法人）が他の法人（支配法人）により五〇％以上の所有を受けているときに、当該被支配法人が当該支配法人に係る外国法人（CFC）の所有者とみなすことにより当該外国法人のCFC該当性（五〇％超）及び当該被支配法人の米国株主等該当性（一〇％以上）が判定される。一方、日本の制度では、CFC（特定外国子会社等）該当性（五〇％超）及び国内の納税義務者該当性（一〇％以上）の判定上、①国内の個人（非居住者をも含める点米国の制度とは異なる。）及び内国法人の持株割合を問わない、②同族株主グループに属する居住者及び内国法人については一〇％未満の株式所有割合の者も含める、といった措置がとられている。

(ハ) 両制度の比較の結論

両制度の規定の内容に係る実質的相違はあると考えざるを得ない。但し、これを両制度の目的である株式の分散保有による適用回避の防止が実際に実務上どの程度効果を発揮しているかのレベルまで広げて両制度の比較を考えようとする場合には、（実務上の実際の適用例に係る数字が把握できないので実態に基づく判断はできないもの）同一の目的に対して、異なるアプローチではあるが、両国ともそれなりの一定の措置をとっているものともいえる。従って、一方に制度があり、他方には制度が全くないといった程の開きはもちろんない。むしろ、これら異なるアプローチは、両国の異なる現状に適合させる意味から必然的に異なったアプローチになったことを考慮するならば、それほどの相違はないものと考えるべきであろう（実際にこの点に関する問題の指摘等は、日

米両国において未だない。

(3) みなし所有の効果

米国の制度では、みなし所有の規定は、米国株主等の定義（九五（b））、外国基地会社販売所得に係る関連者の定義（九五（d）（3））、米国資産への投資額に係る適用除外にいう米国株主等の定義（九五（b）（2））及びCFCの定義（九五（七））上使用され、それぞれみなし所有の規定を考慮したところでこれらの規定が機能することになる。

3 株式所有要件に係るその他の事項に関する比較（議決権テスト及び価額テストについて）

米国の制度では、具体的支配基準及び具体的所有基準において五〇％超又は一〇％以上か否かの判定を何について行うかについては、次の二つが採用されている（五〇％超の判定に当たっては後述（1）又は（2）、一〇％以上の判定に当たっては後述（1）による）。

(1) 議決権のある株式の合計（the total combined voting power of all classes of stock entitled to vote）（議決権テスト）⁽⁴⁶⁾

(2) 株式の価額（the total value of the stock）（価額テスト）⁽⁴⁷⁾

米国の制度では、本制度導入以来長い間議決権テスト一本であったが、一九八六年にこれの欠陥を補完する目的で導入されたものである。

日本の制度では、五〇％超又は一〇％以上か否かの判定は、発行済株式の総数又は出資金額に対する割合として計算される。

日本の制度は、実質的に、米国の価額テストの範疇に含まれるものと考えられる。一般に議決権テスト又は価額テ

ストのいずれか一つの基準のみにより判定することとなる場合の問題点としては、次のような点があげられる。

イ 議決権テストのみの場合

議決権の所有は五〇％以下となる者が、取締役会の過半数を選出する権限を有する等の場合の取扱い

ロ 価額テストのみの場合

すべての種類の株式の価額の五〇％以下を所有する者が、議決権のある株式の過半数を有するような場合の取扱い

い

両制度について形式的比較をすると米国の制度の方がより広く取り込む規定振りとなっている。しかし、米国の制度に議決権テストに係る実務上の取扱い（前述Ⅱ・２・（２）・イ参照）があるように、日本での取扱いにもこれに類する取扱いがあるとすれば、その取扱い如何にもよるが必ずしもその相違は大きいものとはいえない場合もでてくるものと思われる。

V 合算所得の内容

1 形式的比較

合算所得の内容を両制度の規定上だけから比較すると日本の制度上のカバー範囲の方が広い。というのは、米国の制度における合算所得の種類は次の（１）（３）のものに限定されており、一方、日本の制度におけるそれはC F Cの所得のすべてをカバーするものとなっているからである。

（米国の制度における合算所得）

(1) サブパートF所得（次のイ〜ホの五つの所得をいう。）

イ 保険所得

ロ 外国基地会社所得（次のイ〜ホの五つの所得をいう。）

(イ) 外国同族持株会社所得

(ロ) 外国基地会社販売所得

(ハ) 外国基地会社役務所得

(ニ) 外国基地会社海運所得

(ホ) 外国基地会社石油関連所得

ハ インターナショナル・ボーイコット所得

ニ 賄賂等

ホ 米国の未承認国に係る所得

(2) 海運事業等への投資の減少額

(3) 米国資産への投資増加額

2 実質的比較

合算所得に関連して両制度の実質的比較を行うためには、後述(1)及び(2)の各々の制度における特有の定めについて考慮を払う必要がある。

(1) 日本の制度における特徴

日本の制度には、米国の制度にない次のような定めがあり、実質の意味においてはその合算所得の範囲が前述1に述べた形式的意味での範囲よりも狭くなっている。従って、日本の制度は、程度の問題は別として、米国の制度における合算所得の範囲に近づいているあるいはある場合によってはこれより狭いと考えることも可能である。

イ 軽課税国所在の外国法人に限定した制度の適用（軽課税国指定制度）

(イ) 概要

日本の制度では、日本の居住者及び内国法人等により五〇％超を所有される外国法人（外国関係会社）が、大蔵大臣告示による指定をされた国又は地域（軽課税国）に本店又は主たる事務所（以下、「本店等」という）が存在する場合にのみ本制度が適用される（以下、この制度を「軽課税国指定制度」という）。従って、外国関係会社の本店等が軽課税国以外に所在する場合には、原則として、本制度の適用はない。

(ロ) 軽課税国の指定基準

軽課税国として指定されるのは、実効税率が二五％未満となる国又は地域である。⁽⁴⁸⁾ なお、実効税率が二五％未満否かの判定は、諸外国の実効税率の把握には困難が伴うという実務上の理由から、本則税率により行われることとなっている。この場合、開発途上国が経済開発促進のため設けるタックス・インセンティブについては、その減免の性格がタックス・ヘイブンにおける税の減免の性格とは異なることから、考慮に入れないこととされている。

また、税率二五％未満の基準は画一的・機械的に適用されるのではなく、原則として、次のような場合は指定からはずすとの運用がなされているようである。⁽⁴⁹⁾

A 租税条約締結国は、二重課税の排除という目的を有する租税条約の性格等を考慮し、原則として指定の対象から除く。

B その国の経済開発を促進するための特別措置として法人の所得に対する租税を減免する国については指定の対象から除く。

ロ 適用除外要件の存在（非関連者基準）

(イ) 適用除外要件

日本の制度には、軽課税国に本店等が所在する法人であっても、次の四つの要件のすべてに該当する場合に
は、本制度の適用はないとする適用除外規定がある。

A 持株会社、特許権等保有会社又は航空機等のリース会社でないこと

B 本店等所在地国に固定的施設を有すること（実体基準）

C 本店等所在地国で管理支配を自ら行うこと（管理支配基準）

D 非関連者基準及び所在地国基準

(A) 卸売、銀行、保険業等の場合

その事業を主としてその本店所在地国で行っていること（所在地国基準）

(B) (A)以外の業種の場合

その事業を主としてその本店等所在地国で行っていること（所在地国基準）

適用除外が設けられた理由は、軽課税国に所在する子会社等であってもその地に所在することに十分な経済合

理性がある場合には本制度を適用しないとの考え方からである。これは、本制度の目的、すなわち、タックス・ヘイブンに所在する子会社等で日本の株主により支配されているようなものに日本の株主が所得を留保し日本での税負担を不当に軽減することを規制するという目的から来ている。つまり、タックス・ヘイブンに所在する子会社であっても、そこに所在するのに十分な経済合理性があれば日本の税負担を不当に減少させるための手段にはなっていないと考えられることが適用除外とする理由である。

(二) 非関連者基準

十分な合理性とは何かについては、租税回避はそもそも業種の異なるごとにそのパターンが異なるものであることから、前述(イ)AとDのように、適用除外要件を業種別に具体化する形で「十分な合理性」というものを表現するという立法の手法がとられている。

具体的には、業種は、まず、前述(イ)Aの持株会社等と前述(イ)BとDのそれ以外の業種とに分かれる。前述(イ)Aの持株会社等の事業は日本に本店を置くことで十分に営むことが可能なものであるところから、タックス・ヘイブンに本店を移した場合には合理性なしとして常に本制度の適用がある。

第二のカテゴリーに属する各々の業種については、実体基準及び管理支配基準が共通である。これは、主として所在地国において事業を行うことを要求されるもの（所在地国基準）と非関連者との間で事業を行っていることを要求されるもの（非関連者基準）とがある。適用除外要件の中で米国の制度との比較上特に指摘すべき点はこの非関連者基準である。非関連者基準は例えば、卸売業、銀行業については収入金額又は仕入金額のいずれか一方につき非関連者との取引に係る割合が五〇%超となっている場合に適用除外とされ、その他の事業について

は収入金額につき非関連者との取引に係る割合が五〇％超となっているに適用除外とされる。

米国の制度では、関連者との間の取引に係る所得は例えば外国基地会社販売所得の場合のようにそのすべてを基本的に合算所得とする（CFC所在地国製造に係るものを除く）。しかし、日本の制度ではこの非関連者基準は、例えばCFCの全収入金額又は仕入金額のいずれか一方のすべて（一〇〇％）が関連者との取引から成っておりかつ他方の五〇％未満が関連者との取引から成っている場合には制度自体が当該CFCに対して適用されないこととなる点に相違がある。

(2) 米国の制度における特徴

米国の制度は、次のイ・(イ)及び(ロ)のような定めとなっている。これらの点を考慮すれば、実質的意味においては、その合算所得の範囲と日本の制度におけるそれとの開差はそれほど大きくはないとの見方も可能である。

イ 合算所得の範囲が日本の制度におけるそれに近づいているとする見方の根拠

(イ) 軽課税国以外の国を含む全世界に所在する法人への適用（対象所得限定方式）

米国の制度は、軽課税国指定制度ではない。米国の制度において合算対象となるCFCは、日本の制度にいう軽税国以外の国に所在するものも含まれる。従って、日本の制度では適用対象とされないCFCも米国の制度では法律上合算課税の対象になる。その合算課税の対象となる法人の所得のうち合算されるべきものとして内国歳入法に定めるもの（ティンテット・インカム）に着目すれば、その部分については米国の制度の合算所得の範囲は広い。

(ロ) 主要な所得の合算所得への取り込み

米国の制度にいう合算所得の範囲が限定されているといっても、現実には、CFCの所得のうち主なものはほとんどすべてを合算すべき所得として取り込んでいる（第二章第二節Ⅳ参照）とみることも可能である。その理由は次のとおりである。

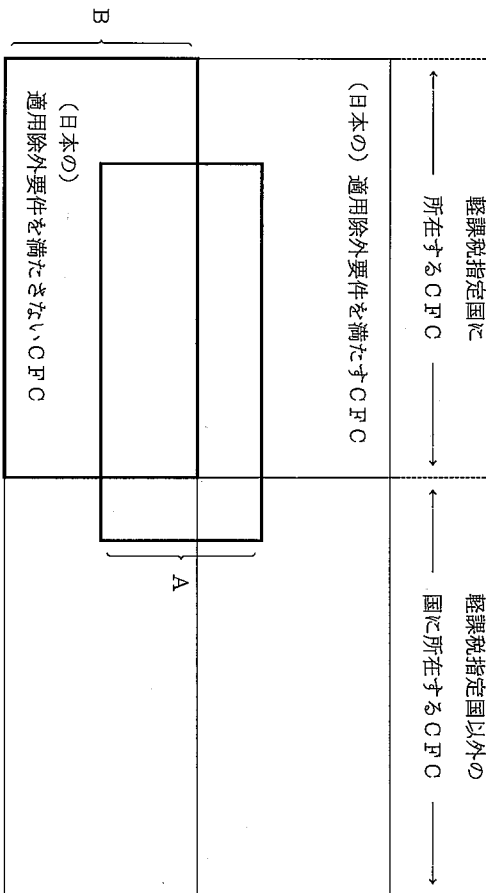
まず、およそ外国法人の稼得する所得は大きく分けると能動的所得（事業所得）、受動的所得（投資所得）に分けられるであろう（キャピタル・ゲインはこれら二つに含められる）。次に、これらのうちCFCの合算所得として課税の対象とされているのは、能動的所得については、能動的所得のうち外国基地会社所得（関連者との取引に係るもの及びCFC所在地国以外の国に係るもの）であり受動的所得についてはそのほぼすべてである（キャピタル・ゲインについては各合算所得に関連する限りにおいてこれらの受動的所得又は能動的所得とされている⁽⁵⁰⁾）。合算所得とされていないものは、能動的所得のうち非関連者又はCFC所在地国に係るものである（キャピタル・ゲインのうち合算所得に係わらないものは合算所得とされない）。従って、合算所得の範囲は、かなり広くとらえられているとも考えることもできる（タックス・ヘイブンに設立されるCFCが稼得する所得は、これら合算所得とされている種類のものに実際上は限られることが多いであろうことも考慮するとなおのこと首肯し得るのではなからうか）。

(ハ) フル・インクルージョン（七〇％ルール）の存在

外国基地会社所得及び総保険所得の合計額がCFCの総所得の七〇％超となっているときは、総所得の全額が外国基地会社所得又は保険所得とされる（すなわち、通常の意味における合算所得に該当しないものも合算所得に含まれる）。

以上ここで述べたところを図で示すと次のとおりとなる。Aの部分が米国の制度にいう合算所得の範囲、Bの部分が日本の制度にいう合算所得の範囲である。なお、米国の制度にいうフル・インクルージョン（七〇％ルール）（前述第二章第二節Ⅳ・1・(2)・イ・㊦）が適用される場合には米国の制度にいう合算所得の範囲は左図のAよりも拡大することに注意する必要がある。なお、我が国の軽課税国指定制度が、将来廃止されることになれば、左図Bの範囲はその分拡大されることになる。

【図】



ロ 米国の合算所得の具体的範囲

米国の制度にいう合算所得の各々にはそれぞれその所得の一部が適用除外となる規定が存在していることから、その点については、米国の制度にいう合算所得の範囲が狭められている。

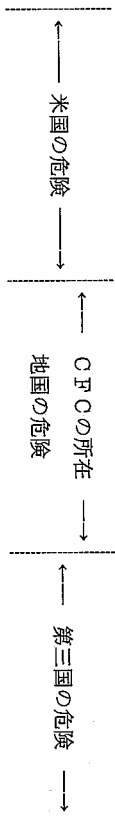
前述イ・(イ)の観点を考慮に入れた比較を行わない場合には、米国の制度にいう合算所得の範囲は基本的に日本の制度にいうそれよりも狭いのであるが、その狭さの程度を具体的に理解する見地から、米国の制度にいう合算所得の各々の範囲の内容（前述イの【図】にいうAの部分の内容）について適用除外となる所得の検討も含め、次に概観する。

(イ) 保険所得

A 通常の保険所得

次の□の部分（注）が合算所得とされる。但し、この他に(1)デ・ミニス・ルール（五％又は一〇〇万ドルルール）及び(2)高率課税所得に係る九〇％超ルールが適用される場合には合算所得には含まれない。また、フル・インクルージョン（七〇％超ルール）が適用されるときは、下記□の部分（合算所得とされない部分）がすべて合算所得とされる（第二章第二節Ⅳ・1・(2)参照）。

【図一】 通常の保険所得の範囲



	合算所得とされない部分	
	CFC所在他国以外の危険に係る保険料と実質的に同額を受け取るものとみなすことのできるもの (953 a (1)B)	

B キャプティブ・インシュランス・カンパニーの所得（関連者保険所得）

次の■の部分が合算所得とされる。（次の【図2】は前掲【図1】と同じもの）。

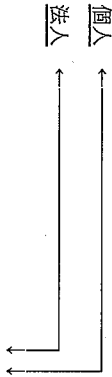
【図2】 関連者保険所得

← 米国の危険 →	← CFCの所在 他国の危険 →	← 第三国の危険 →

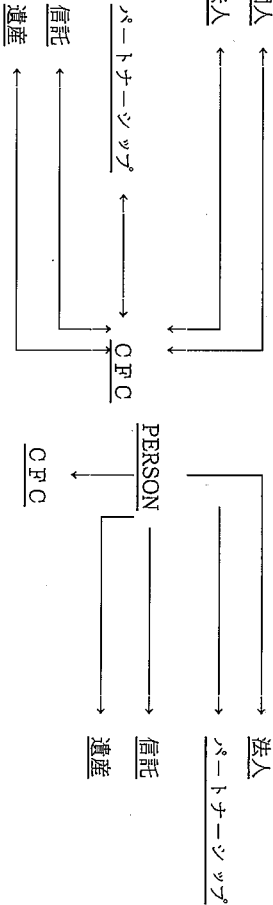
被保険者が 関連者であ	C F C の米国株主等又は当 る保険 (再保険を含む) に	該米国株主等の 係る保険料
20%未満関連性ルール及びデ・ミニミス・ルール (20%未満ルール) が適用される場合		

右の【図2】にいう関連者とは次の者(下線付きの部分)をいう。(注)

1 支配・被支配の関係

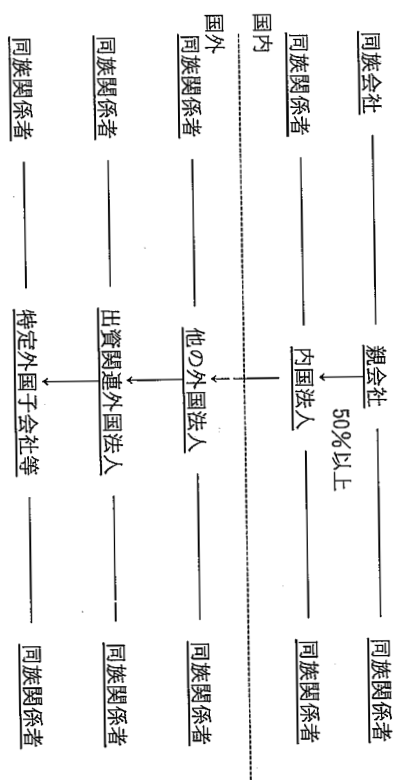


2 共通の支配の関係



(注) 株式所有要件は、直接・間接に五〇%超所有である(九五八が適用される)。

(関連者の範囲)



外国基地会社所得は次のA～Eまでの五つの所得からなる。これら五つの所得の課税範囲の内容は次に図示す

るとおりである。また、これらの所得に対する①デ・ミニミス・ルール（五％又は一〇〇万ドルルール）、②高率課税所得に係る九〇％ルール（外国基地会社石油関連所得に対しては適用がない）、及び③フル・インクルージョン（七〇％ルール）の適用の効果については、前述(イ)に述べたとおりと同様である。なお、最終的に合算所得とされるのは□で示した部分である。

【図】 A 外国同族持株会社所得の課税範囲 (954(c))

配 当			
	同一国除外		
利 子	銀行業者が受ける輸出金融利子		
		同一国除外	
賃 貸 料		同一国居住者の使用	サブパート F 所得を減少させるもの
使 用 料	能動的事業・非関連者から受領		
譲 渡 益	ディーラーとしての必要上ヘッジ取引から生ずるもの等		
年 金			
商品売買の ゲ イ ン	生産者等としてのヘッジ取引・能動的事業から生ずるもの・988にいう外貨取引		
外 貨 取 引	CFCの事業に直接関連するもの		
利 子 類 似 取 引			

- (注) 1 同一国除外とは、原則として、当該CFCと同一国の関連者から受領した利子又は配当は適用除外となることをいう。
2 同一国居住者の使用とは、原則として、CFCの居住地における使用の対価として関連者から受ける賃貸料、使用料は適用除外となることをいう。

前掲【図】Aのうち配当、利子及び使用料・賃貸料について非関連者及び関連者との取引の観点等から分析したところを図示すると次のとおりである。

【図】 外国同族持株会社所得のうち、配当、利子及び使用料・賃貸料についての課税範囲
 （□の部分が課税される。）

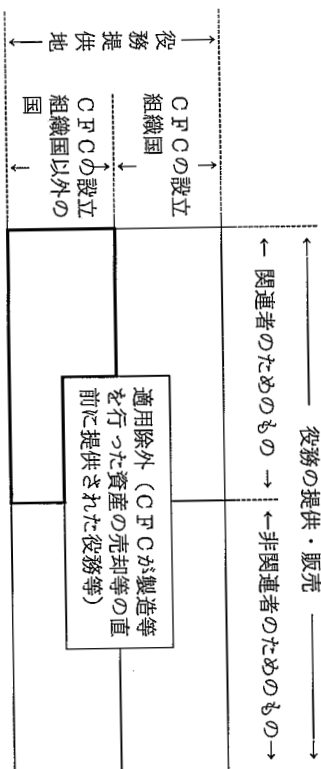
支払者	非 関 連 者			関 連 者		
	①	②	③	①	②	③
	右②③以外 のもの	能動的事業 に係るもの	銀行業者が 稼得する輸 出金融利子	右②③④以 外のもの	同一国除外 (同一国・同一 連者・同一 国内使用)	同一国居住 者の使用
						銀行業者が 稼得する輸 出金融利子
所得の 種類	配当					
	利子				CFC(支 払者)の所 得を減少 させるもの※	
	賃貸料・使用料					
						同上※

【図】B 外国基地会社販売所得

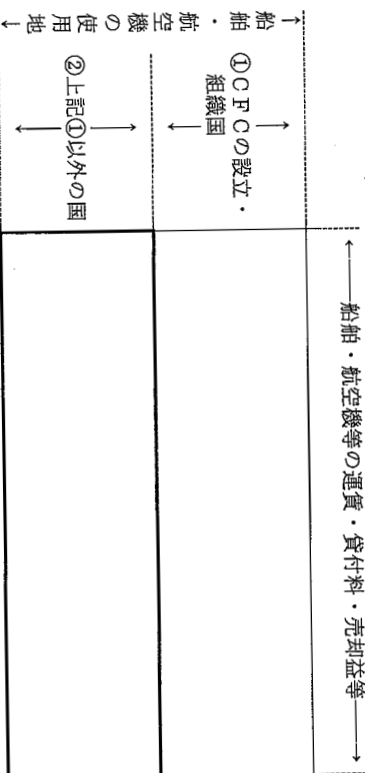
動産の購入・販売	
←①購入又は販売のいずれか→ 一方が関連者絡みのもの	←②左記以外のもの→
↑ (1) 下記(2)以外のもの ↓	
↑ (2) C F C の設立・組織国以外の国で製造等又は消費等されるもの ↓	

関連者とは前掲(イ)・Bにいう関連者をいう。

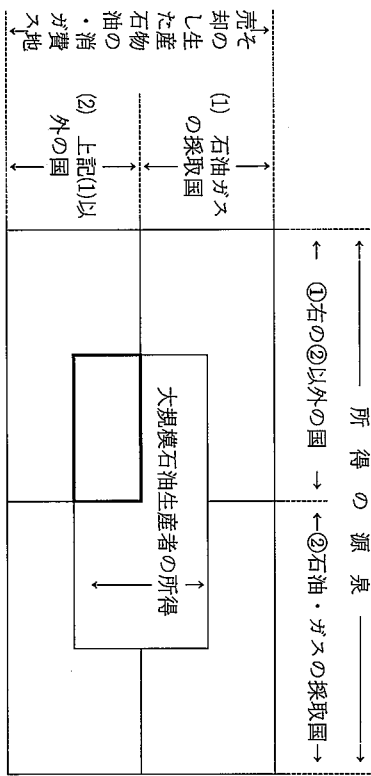
【図】 C 外国基地会社役務所得（次の□の部分が合算所得となる。）



【図】 D 外国基地会社海運所得（次の□の部分が合算所得となる。）



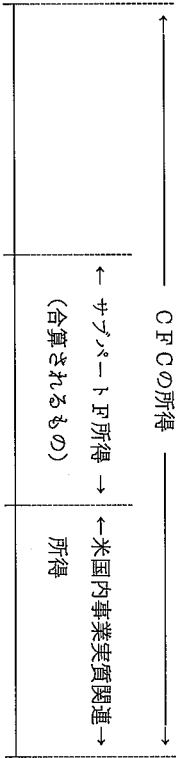
【図】 E 外国基地会社石油関連所得（次の□の部分が合算所得となる。）

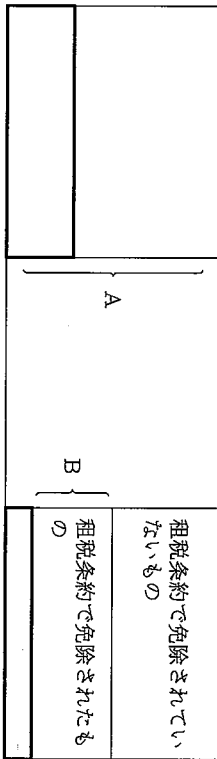


(イ) インターナショナル・ボイコット所得

次の□の部分が合算所得となる。

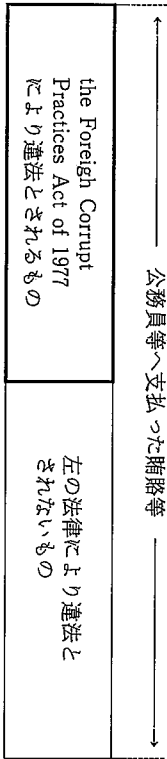
【図】





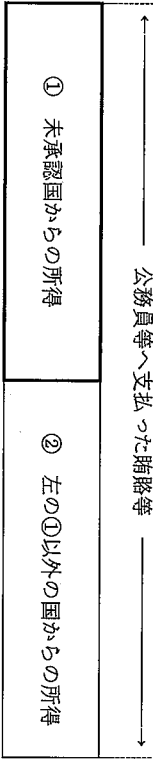
(二) 賄賂等の額（次の図の□の部分が合算所得とされる。）

【図】



(ホ) 未承認国に係る所得（次の図の□の部分が合算所得とされる。）

【図】



(ハ) 一九八六年租税改革法による課税範囲の拡大

米国では、一九六二年の本税制導入以来課税所得の範囲の拡大が行われてきており、一九八六年の改正では次のように大幅な課税所得の範囲及び課税ベースの拡大が行われている。⁽⁵²⁾ 前述(イ)・(ホ)は、一九八六年改正を考慮に入れた後の図解である。

1 外国同族持株会社所得（次の所得にも拡大）

- (1) 銀行業、保険業等から生ずる配当、利子、ゲイン⁽⁵³⁾
- (2) 株式、証券、能動的所得を生じない財産の売却益
- (3) 外国通貨為替益
- (4) lower PL取引に係る所得
- (5) 利子類似取引所得（例：コミットメント・ファイ）
- (6) 支払者のサブパートF所得を減少させないもの

2 保険所得

- (1) 第三国（米国及びCFC居住者国以外の国）の危険に係る所得にも拡大
- (2) キャプティブについての課税範囲拡大⁽⁵⁴⁾

イ US ownershipは二五％、米国株主等に係る最低所有割合はない。

ロ 関連者保険所得の拡大

3 外国基地会社海運所得

(1) 海運事業への投資に係る適用除外の廃止⁽⁵⁵⁾

(2) 宇宙、海底、南極で稼得される所得への拡大

4 適用除外範囲の縮小

デ・ミニミス・ルールの改正（五％又は一〇〇万ドルルールの導入）⁽⁵⁶⁾

5 損失の控除等に係る制限

(1) 過年度損失の繰越控除を一定の所得項目別控除に制限⁽⁵⁷⁾

(2) 関連会社損失の控除の制限⁽⁵⁷⁾

イ CFCの属するグループが買収した外国法人の損失を買収後のサブパートF所得から控除することを廃止

ロ CFCに合併された外国法人の損失を合併後のサブパートF所得から控除することを廃止

Ⅵ 課税所得の計算

課税所得に関する両制度の相違点は種々あるが、以下では、実質的に同様であるようなテクニカルな相違を除いたもののうち主なものを述べる。

1 課税所得の計算

米国の制度では、サブパートF所得は米国税法に従って計算される。日本の制度では、各事業年度の所得の金額は現地税法又は日本の税法に従って計算される。

なお、法人所得税は両制度ともに控除が認められる。

2 同一年度の所得間の損益通算

両国の制度ともこの意味での損益通算は認められる。

3 過年度の損失の繰越

米国の制度では、限定的（所得の種類別）に認められる。なお、将来の繰越の期間に制限はない。日本の制度では、繰越期間は五年である。

4 CFC損失のその国内株主の所得からの控除

両制度ともこの控除は認められない。⁽⁵⁸⁾

5 関連会社損失の控除

米国の制度では同一のチェーンに属する他の適格グループ会社の損失について限定的（所得の種類別）に認められる。日本にはこの制度はない。

6 支払配当の控除

米国の制度では、原則として支払配当を控除する制度はない。但し、米国株主等の当該株式に関し他の株主に対して支払われた配当の控除が行われる。

日本の制度では、原則として支払配当は控除される。但し、他の特定外国子会社等及び配当軽減の外国関係会社に支払われた場合には配当の全額が控除されない。

7 合算基準日

合算対象所得に乘ずる直接・間接の株式所得割合は、米国の制度では、当該外国法人がCFCに該当していた期間

の末日現在のもの、日本の制度では、当該CFCの事業年度末日現在のものとされる。

従って、CFCの株式を所有している国内の株主が当該CFCの事業年度の中途において他の第三者に売却した場合、米国の制度では当該国内株主に対して（所有期間に応じた所得について）サブパートFによる課税が行われ、日本の制度では日本のタックス・ヘイブン税制（措法六六の六）による課税は行われないということがあり得る点に相違が出てくる。

VII 適用除外

日本の制度にいう適用除外とは、実体基準、管理支配基準等外国法人の経済合理性のテストすなわち対象法人限定方式の適用の前提となる基準をいう。この意味での適用除外基準は米国の制度にはない。しかし、米国の制度は対象法人限定方式（第四章第一節I参照）ではなく対象所得限定方式（又は対象取引限定方式）（第四章第一節I参照）を採用するものであることから、個々の合算所得の範囲についての適用除外基準（又は課税所得から除外される所得を判定するための基準）がある（前述V・2・(2)・ロ参照）。

VIII 二重課税の排除

1 課税済合算所得の分配に係る二重課税の排除

(1) 形式的比較

これは、CFCの所得を合算した後で、CFCが配当を行った場合、合算時に課税（及び二重課税の排除）を既に

行っていることとの関係上、どのように二重課税の排除を行うのかという問題である。

法律上の形式を比較すると、両制度は、特に後述イの場合、一方（米国）が受取配当を益金に不算入とし、他方（日本）が受取配当を損金に算入するという形式を採る点でその法律形式を異にする。

イ 国内株主に直接配当された場合

米国の制度では、当該配当が米国株主等の総所得に算入されない（九五九(a)）ことにより二重課税が排除される。

日本の制度では、当該配当は内国法人の益金に算入される（法三二②）。しかし、当該内国法人に係る特定外国子会社等の課税済留保金額が、課税済配当等の額を限度として当該内国法人の損金に算入されることにより二重課税が排除される（後述2・(2)・イ・(ロ)参照）。

ロ 他のCFCに配当された場合

米国の制度では、当該配当が米国株主等に対する当該他のCFCに係るサブパートFの適用上総所得に算入されない（九五九(b)）ことにより二重課税が排除される。

日本の制度では、内国法人に対する当該他の特定外国子会社等に係る措法六六の六の適用上、当該配当が当該配当を受領した当該他の特定外国子会社等の未処分所得の金額の計算上控除されることにより二重課税が排除される。

(2) 実質的比較

両制度とも配当に相当する金額を益金としない制度を採っていることから、その規定のもつ経済的效果は実質的に同様と考えられる。

(3) 両制度の政策の相違の分析

両制度において、一方が受取配当を益金不算入とし他方が益金算入とする理由は、次のような点にあるのではなからうか。

米国の制度では、課税繰延べの防止にその目的の重点があることから、合算時に課税を行うことにより課税の目的が達成され課税関係は一切終了したものとみるので、後に配当があってもそれに一切影響を及ぼす必要はないものと考えているもののように思われる。

日本の制度では、租税回避防止にその目的の重点があることから、合算時に課税をしてしまうことにより、まず、租税回避の治癒があったと考えているように思われる。従って、後に配当があった場合には、それはまた別個の受領法人である内国法人の益金に算入し、同時に後述2(2)の所要の調整を行うという仕組みを採用することとしたものともみることができるとはなからうか。

2 外国税額控除

(1) 合算時における外国税額控除

これは、CFCの所得が国内株主に合算された時点において、当該合算所得に対して（当該CFCが）課された外国所得税を二重課税排除の観点からどう取り扱うかという問題である。

イ 形式的比較

(イ) 米国の制度における法的仕組みは、一言でいえば、内国歳入法上の間接外国税額控除の規定（九〇二）に乘せて二重課税を排除するものとなっている。すなわち、合算所得をCFCからの配当とみなし、CFCが支払った

外国所得税を米国株主等が支払ったものとみなして内国歳入法第九〇二条（間接外国税額控除の規定）が適用されることとなる。この外国税額控除においては、曾孫会社に該当するCFCが支払った外国所得税までが対象とされる。

なお、個人である米国株主等については、法人としての課税（九六二）を選択した者について外国税額控除の適用が認められる。

(ロ) 日本の制度における法的仕組みは、法人税法上の（間接外国税額控除の規定ではなく）直接外国税額控除の規定（法法六九①③、⑤⑨）に乘せて二重課税を排除するものとなっている。すなわち、当該内国法人に係る特定外国子会社等が支払った外国法人税を当該内国法人の控除対象外国法人税の額とみなして法人税法六九条の関連規定が適用される。この外国税額控除においては、合算課税された特定外国子会社等のすべてが対象となる。

ロ 実質的比較

法律上の仕組みは異なるが、両制度とも外国税額控除を認めているという意味でその効果に基本的な相違はない。従って、実質的には、基本的に同様の取扱いとみることができる。但し、米国の制度では曾孫まで、日本の制度では理論的には無限にCFCを対象とする点が異なる。日本の制度における外国税額控除はその意味では徹底したものである。

ハ 両制度の相違の分析

両制度は、米国の場合は、既存の間接外国税額控除制度を適用し、日本の場合は、既存の直接外国税額控除制度

を適用する点に法律形式上の相違がある。

両者の相違するまず第一の理由（これは二重課税の実質的排除の確保を図る点からも最も重要なことである。）は、両国税法の一般的制度における間接外国税額控除の相違に原因があるのではなからうか。というのは、一般の間接外国税額控除における対象外国子会社等の範囲が、米国の制度では曾孫会社（third tier）まで認めるものとなっているが日本の制度では外国子会社（first tier）に限定されている。従って、少なくとも日本の場合、CFCとして合算される外国法人が外国子会社のみでなく無限に広がっていることを考えると、日本の間接外国税額控除制度にそのまま乗せることは、二重課税の排除を適正に行う観点からは採用し得ない。その解決策としては、新たな間接外国税額控除制度を採用するか、又は、現行日本の制度のように内国法人が納付したものとのみなし規定を置いた上で直接外国税額控除制度に乗せるという方法が考えられる。

このような選択肢がある中で、それでは、なぜ、日本の制度では、直接外国税額控除を採用したのであろうか（この疑問に答えることは、同時に両者の相違する理由の第二点目の理由ともなろう）。すなわち、米国の制度は基本的にみなし配当理論による（前述Ⅰ・1・(2)・ロ・(四)参照）ことから、理論的帰結として国内法上の間接外国税額控除に乗せることになる。一方、日本の制度は直接所得移得理論又は所得の帰属関係は正説によるものとみることができることから、その理論的帰結としては直接外国税額控除によることとなる（従って、立法技術的にはいったん内国法人が納付したものとみなすという段階を経る。）と考えられるからである。

(2) 配当時における外国税額控除

これは、合算課税された所得がそのCFCから納税義務者たる国内の株主に分配された場合に、当該CFCが納付

した外国所得税についての当該国内株主に対する外国税額控除の取扱いをどうするかという問題である。

イ 形式的比較

(イ) 米国の制度

米国の制度では、米国株主等は外国税額控除を認められない。これは、合算時にすべて課税関係を終了させており（前述1・(3)）、分配額受領時に益金には算入されない（前述1・(1)・イ）という一連の論理一貫した取扱いの中の一つとして位置付けられるからである。なお、合算時に米国株主等が支払ったものとみなされなかった外国所得税については、間接外国税額控除の適用に当たつてのみ配当とし認識され米国株主等の総所得に算入される。

(ロ) 日本の制度

日本の制度では、（受領配当について、株主たる内国法人の益金に算入されるとともに）法人税法本則（法六九④）の間接外国税額控除が認められる。また、このことによる合算時及び配当受取時の二重課税の排除を行う観点から、当該内国法人に係る特定外国子会社等の課税済留保金額が課税済配当等の額を限度として当該内国法人の損金に算入され、同時に、合算時に外国税額控除された金額について外国法人税の減額があったものとみなして所要の調整が行われる。

ロ 実質的比較

ここで、議論しているのは、いうまでもなく、配当の受取段階において二重課税が生じないようにすること又は二重課税が生じている場合にはそれがどのように排除されるのかという問題である。

米国の制度では益金不算入により二重課税が発生しないし、日本の制度の場合には益金算入による二重課税が外国税額控除及び合算所得の損金算入といった取扱いにより排除されている。従って、実質上、両制度に基本的な相違はない。

(3) 控除限度額の計算

外国税額控除の控除限度額の計算は、基本的に、外国所得税額に国外所得（米国のように分離限度額方式⁽⁵⁹⁾を採用する場合には、国外所得のうち各々の所得グループ別の金額）の全世界所得に対する割合を乗じて計算される。従って、ある所得が国外所得と国内所得のいずれに分類されるかは重要な問題である。次に、この分類に関して両国の制度の違いをみてみる。

イ 比較の概要

(イ) 合算時の取扱い

A 合算所得について

米国の制度では、C F Cの合算所得のうち米国内源泉所得から構成されるものは国内所得、それ以外は国外所得とされる（九〇四⁽⁶⁰⁾(1)(A)(i)、(2)）。なお、分離限度額方式が適用される（九〇四(d)(3)(b)）。

日本の制度では、国外所得とされる（措令三九の一七⑦）。但し、非課税の国外所得はその二分の一相当額は国内所得とされる。

B 合算所得に係るC F Cの納付外国所得税

米国の制度では、益金（配当）として認識される（七八）。配当のうち米国内源泉所得に相当する部分の額が

国内所得、それ以外は国外所得とされる（九〇四(5)(4)）。なお、分離限度額方式が適用される（九〇四(d)(3)(A)(B)）。

(ロ) 日本の制度では、益金として認識され（措法六六の七(2)）、国外所得とされる（措令三九の一七(8)）。
配当時の取扱い

A 配当について

米国の制度では、原則として益金不算入とされることから、配当時の取扱いは原則として問題とならない。
例外的に、控除限度額の計算上受取配当としての認識が行われる場合には、後述(イ)・Bと同様に取り扱われる。

日本の制度では、配当は国外所得とされる。但し、非課税の配当はその二分の一相当額が国内所得とされる。

B 課税済留保金額について（日本の場合）

(A) 課税済留保金額は、一定額を限度として国外所得に係る損金として配分される。但し、合算所得が非課税のものであった場合には、その二分の一相当額が国内所得に係る損金として配分される（措令三九の一七(16)）。

(B) 内国法人が納付したものとみなされる外国法人税の減額に関し、合算時に内国法人が納付したものとみなされた外国法人税のうち課税済留保金額の損金算入に当たり減額されたものとみなされる額は、国外所得に係る損金として配分される（措令三九の一七(13)）。

(ハ) その他の取扱いについて

控除限度額計算上の国内所得・国外所得の区分に關して、前述(イ)及び(ロ)に述べたほかに、米国の制度には、次のような特有の取扱いがある。

CFCが次のものに対して支払う利子で、当該CFCの所得のうち米国内源泉所得に対して合理的に配分されるべきものに相当する金額は、米国内源泉所得として取り扱われる(九〇四(エ)(3))。

A そのCFCに係る米国株主等(九五―(b)に定める者をいう。)

B Aにいう米国株主等の関連者(二六七(b)に定める者をいう。)

ロ 両制度の相違の分析

(イ) 両制度の考え方

米国の制度では、CFCの合算所得のうち米国内源泉所得相当額を国内所得とし、分離限度額方式に服させる。日本の制度では、合算所得を原則的に国外所得とし非課税国外所得の二分の一相当額を国内所得とする。以上の両制度の考え方は次のように異なる。

A 米国の制度

米国の制度は、一般的に、米国内所得に対する米国の租税が外国の租税により浸食されるべきではないとの議会の強固なポリシーに基づいて構築されている。⁽⁶⁾ CFCの稼得した米国内源泉所得が形式的には外国法人たるCFCの所得であるとはいっても、サブパートF条項の規定の趣旨を考慮するならば、控除限度額計算上も国内所得として扱うという考え方は合理的と考えられる。その理由を具体的に述べると次のとおりとなる。米国

の納税者の中にはCFCを通じて米国内源泉所得を国外所得に変更する例が多いといわれているが、これをそのまま国外所得として扱う場合には、米国内所得に対する米国の租税が浸食されとともに、国外所得の控除限度額が不当に増加し、控除すべきでない外国税額が控除されることにより、二重に米国の租税が浸食されるからである。⁽⁶²⁾ 以上がCFCの合算所得のうち米国内源泉相当額を国内所得とする制度の背景にある考え方である。

次に、分離限度額方式に服させる点については、次のような考え方が背景に存在する。まず、一括限度額方式の下では、外国税率の平均化 (a cross crediting of taxes 又は averaging) が納税者により行われ易い。外国税率の平均化とは、高税率の国外所得と低税率の国外所得を同時に稼得することによる税率の平均化をいう。これは、典型的な例でいうならば、控除限度超過額 (excess foreign tax credits) を有する米国の納税者が、新たな追加的投資を行うに当たって米国内へ投資を行うのでなく米国よりも低税率の外国へ投資を行い、控除余裕枠 (excess credits) の創出及びこれの限度超過額への利用を通じて結果的に当該国外投資から生ずる所得に対する米国の租税の減少を生じさせる効果を有するものである。従って、この税率の平均化が許容範囲⁽⁶³⁾ (どこまでが許容範囲であるかの問題は別にして) を超えて行われることは資本の内外投資に中立的でなくなる。また、税率の平均化を許すような制度は、外国にその国の税率を引下げさせるための圧力自体を弱めるといった意図しない結果を招来することにもつながるという問題もある。

このように、税率の平均化が行われる前提には、低税率負担の国外所得と高税率負担の国外所得の存在がある。この存在を前提に、①低税率の国外所得に対する米国の租税の確保、と同時に、②低税率の国外所得以外

の国外所得に対する二重課税の適正な排除、をも達成することを目的に行われたのが一九八六年租税改革法の下における分離限度額方式の改正である。なお、この改正の審議の過程で大統領案において国別限度額方式に改めることが提案されていたが議会の受け入れるところとならなかった経緯がある。この経緯からは米国政府も一括限度額方式の難点を克服すべきこと及び望ましい方式は所得の細分化（又は国別限度額方式の採用）であると考えていた点日本の改正の考え方の方向と一致する。結果的に、一括限度額方式は議会により維持されたが、その改正内容は、一括限度額方式の枠内ながらも分離限度額方式の内容を拡充・強化し、外国税率の平均化に正面から取り組んだものであり、その意味で米国の現行制度を評価することができるとはなからうか。

B 日本の制度

外国税額控除の限度額については一括限度額方式を採用する。

しかし、一括限度額方式の下では外国税率の平均化すなわち「我が国の実効税率を超える高率で課された外国税についてまで我が国では控除されうるため、……中略……企業が控除枠の創出を目的とした投資行動をとる誘因となる⁽⁶⁴⁾」という問題があったことから昭和六十三年十二月改正で現行の外国税額控除制度にその内容が改められている。つまり、外国税額控除制度については、日米両国とも程度の差はあるとしても、直面する問題の内容においても政府等によるその意識が存在していた点でも同様であった。しかし、それに対して採られた措置の内容及びその考え方は互いに異なる。すなわち、米国は前述Aに述べた対応を行ったに対し、日本は、⁽⁶⁵⁾「控除限度額の管理の簡便さという現行制度（筆者注：昭和六十二年以前外国税額控除制度）の利点⁽⁶⁵⁾に配

慮しつつ……」⁽⁶⁶⁾日本の外国税額控除制度の問題をできる限り除去するための方策が講じられたのであった。具体的には、控除限度額の計算上次のような措置がとられた。まず、外国で非課税とされた国外所得は日本で課税することとしても二重課税は発生しないという理由から、原則としてこれを国外所得から除外することとされた。⁽⁶⁷⁾但し、軽課税の国外所得との権衡上、非課税国外所得の二分の一相当額を国外所得から除外する改正が行われた。⁽⁶⁸⁾次に、国外所得割合が著しく高い法人に関し、本社機能の貢献の存在を前提として、具体的には、全所得の最低一〇％を国外所得とする改正が行われている。⁽⁶⁹⁾その他にも税率の平均化（日本のいわゆる控除限度額の被此流用の問題）に対するための措置として、高率外国税額の外国税額控除の対象からの除外、間接外国税額控除の制限、控除余裕額及び控除限度超過額の繰越期間の短縮（五年から三年へ）といった改正が行われている。以上の日本の改正内容は、控除限度額について正面から改正を行ったものというよりは、国内・国外所得の区分について従来の方を踏襲し、⁽⁷⁰⁾外国税額そのものについて日本の実効税率超の部分に二重課税が生じていないという理由から控除対象外とすることにより対処するという、いわば、執行の簡便性にも大きな配慮をした立法との評価ができる。

ハ 比較のまとめ

まず、米国の制度では、合算所得の基礎となったCFCの所得（CFCから受領する配当又は利子については米国内源泉のものとの密接な関連性の有無）レベルに戻った上で、米国内源泉性を有するものであるか否かのテストを行う（以下便宜「米国内源泉性テスト」という。）。

日本の制度には、このようなテストは存在しない。この点両制度は異なる。なお、日本の制度には、非課税国外

所得の二分の一相当額を国内所得とする制度があり、この制度の経済的效果は米国の制度にいう分離限度額方式に類似するところがある。

次に、米国は分離限度額方式を採るが、日本は、この方式を採用していない。この点両制度に相違がある。

K その他の比較

1 CFC株式の出資価額の調整

米国の制度では、原則として、合算時に内国法人等の株式の帳簿価額を合算すべき金額だけ増額し、配当時にそれに相当する額を減額する。その理由は、合算課税を行った場合、配当はまだ合算課税を受けた者（米国株主等）に送金されていないことから、経済実質的にみれば、米国株主等が合算額の出資をCFCに対して行ったものとみることのできる点にあるように思われる。この出資価額の調整は、CFC株式の売却によるキャピタル・ゲインの計算において実質的意味を持つてくる。

日本の制度には、この取扱いは存在しない。その理由は、実体なき法人の租税回避防止を目的とする制度の趣旨、キャピタル・ゲインについての日本の法人税法一般の考え方が考慮されたこと等の理由によるものと考えられる。⁽¹⁾

2 個人による法人課税の選択

この定めは米国の制度にのみ特有のものである。これを選択する効果は外国税額の控除にある。

3 帳簿・書類の備付け等

米国の制度では、帳簿・書類の備付け等に関する一般規定に加えてサブパートF条項だけのための帳簿・書類の備

付け等の規定がある。この中で実務的に注目されるものとして、英語以外の帳簿・書類等については正確な英語訳を付ける等の義務があげられる。

日本の制度では、帳簿・書類の備付けに関する一般規定が適用される。

第二節 タックス・ヘイブン税制の執行確保等に関する制度の日米比較

本節では、タックス・ヘイブン税制の執行確保等に関する制度として、租税条約上の制度、国外情報の収集及びその担保のための罰則の制度について日米の相違をみる。

I 租税条約上の制度

米国の租税条約の中には、トリートイ・ショッピング条項を規定したものがいくつかある。その内容は、米国モデル租税条約という形で公表されており、特に最近締結された米・独租税条約（一九八九年八月署名）にはかなり進んだ規定と考えられるものが定められている。⁽⁷²⁾

日本が締結した租税条約には、米国の租税条約におけるような規定を設けたものは現在のところない。

II 情報収集・罰則等に係る制度

米国の制度は、日本の制度に比較して広範かつ強力な規定、特に実務的にみて制度の執行を有効ならしめる種々の規定が一般的制度として定められている。

以下、日本の制度にはない米国特有の規定についてみてみる。

1 情報申告

(1) 申告する内容の中に関連者を含む広範な者との取引内容が含まれている。

(2) サブパートF条項の納税義務者（一〇％以上の株式所有者）以外の者（五％以上の株式所有者）に対してもその所有株式等の詳細の申告義務を定めている。

(3) 次の罰則等が定められている。

A 一事業年度につき一〇〇〇ドル（最高二四〇〇〇ドルまで）

B 外国税額控除額の減額

2 株式取得等に係る情報申告

原則として五％以上の株式所有者に対して株式取得の詳細についての申告義務があり、その申告を怠ったときは一〇〇〇ドルのペナルティーが課される。

3 特別の調査関連国外資料要求

これは、通常の要求手続きにおいて入手できなかったものについて、調査に関連して必要となった場合における書類提出を求めるものであり、次の特徴を有する。

(1) 国外資料の入手のための特別の規定であること

(2) 被支配外国会社が有する資料であるかそれ以外の外国法人が有するものであるかを問わない規定であること⁽⁷³⁾

(3) 書類要求に従わない場合における当該要求資料の法廷での提出の裁判所による禁止

(4) 要求に係る書類の開示を外国が民事上・刑事上のペナルティーをもって禁止していたとしても、それは要求に従わなくてよいという理由にはならないこと⁽¹⁴⁾

4 サモンズ

これは、調査の必要上一定の者に対し財務長官まで出頭し、帳簿等を提出し証言等を行う義務を負わせ、これらに従わない場合には、財務長官による拘引の申請、一〇〇〇ドル以下のペナルティー又は一年以下の禁固又はこれらの併科といった手続き等が採られる点に特徴がある。

5 故意による情報不提出等の場合の罰則

これは、無申告、帳簿の備付け・提出がない等の場合、他の罰則に追加して原則として一〇万ドルの罰金、一年以下の懲役又はこれらの併科が行われる点に特徴がある。

第三節 日米の制度の比較のまとめ

本節では、日米のタックス・ヘイブン税制そのもの及びその執行確保等に関する制度の日米比較の結果をまとめる観点から、その結果のポイントについて日米の制度を対照する形で外観する。

I タックス・ヘイブン税制に係る主要相違点

前述第二節の分析の結果から日米の主要相違点として以下の点が抽出できる。

合算所得、軽減税国等について個別的に日米比較を行うと、その規定の仕方等には、次の【表】のように相違点が

みられるが、その具体的な適用範囲等を総合的に判断すると実質的な面における相違はそれほど大きくはないものと考えられる。

【表】 日米タックス・ヘイブン税制に係る主要相違点のまとめ

項 目	米 国 の 制 度	日 本 の 制 度
制度の目的	・課税繰延べの防止（主） ・租税回避の防止（従）	・租税回避の防止（不当軽減の防止）
制度の基礎となる考え方（注①）	・資本輸出の中立性	・租税回避防止論
基本的仕組み（理論）	・対象取引限定方式（注②）	・対象地域・法人限定方式（注②）
規定の性格（根拠となる理論）	・みなし配当理論	・所得直接稼得理論
基本的仕組みの具体的相違（各論）		
1 対象となる者	・すべての外国法人	・特定の外国法人（軽課税国所在法人のみ）
2 関連者の範囲	・パートナーシップを含む	・パートナーシップを含まない
3 軽課税国	・限定なし	・限定あり（告示）

4	合算所得の範囲	・ 特定の所得	・ CFCの全所得
5	合算所得の計算	・ 関連会社損失の控除あり ・ 損失の取戻しあり	・ ・ 上の取扱いなし
6	二重課税の排除 (1) 合算所得 (2) 控除限度額の計算	・ 間接外国税額控除 ・ 米国内源泉所得等を国内所得とする	・ 直接外国税額控除 ・ 上の取扱いなし
7	株式価額の調整	・ 調整する	・ 調整しない

(注①) 両制度の具体的内容の仕組み方の問題として、適用除外要件において資本輸入の中立性が、(程度の差はあるが)配慮されている。

(注②) これらの用語の意義については、第四章第一節I参照。

Ⅱ タックス・ヘイブン税制の執行確保等に関する制度の主要相違点

前述第二節の分析の結果から、日米の情報収集・罰則等及び租税条約に係る日米の主要相違点として、次の【表】に掲げる点を抽出することができる。

国外資料の提出義務及びその義務違反者に対する罰則等の規定は、タックス・ヘイブン税制の執行を確保する上で極めて重要な規定であるが、米国の制度と比較すると、我が国にはこれが実質上ないのに等しいといえる。

【表】 日米の情報収集・罰則等及び租税条約に係る主要相違点のまとめ

項 目	米 国 の 制 度	日 本 の 制 度
1 帳簿・書類等の備付け 【情報収集等】	サブパートFだけのための特別規定による 備付け義務 (例：英語訳の義務付け等)	一般規定を適用
2 情報申告 ① 通常の申告	- 申告義務者の範囲が広い（納税義務者以外の者も申告義務あり） - 関連者等との取引内容も申告義務あり - 罰則として、最高二四〇〇〇ドルの罰金 - 外国税額控除の減額あり - 五％以上の株主等に申告義務あり - 罰則として一〇〇〇ドルの罰金	- 申告義務者は納税義務者のみ - 規定なし - 罰金なし - 規定なし
② 株式取得等に係る申告	- 調査のための特別の書類要求手続き - 被支配外国会社以外の外国法人が有する資料も対象となる - 従わない場合は、法廷における証拠能力を否定 - 外国が開示を禁止していることが申告しなかったことの理由とはならない	- 規定なし - 規定なし - 規定なし - 規定なし
3 特別の調査関連国外資料要求		

4 サモンズ	・ 出頭、帳簿等提出、証言の義務 ・ 従わない場合に、拘引されたり一〇〇〇ドル以下の罰金、一年以下の禁固	・ 規定なし ・ 規定なし
5 故意による情報不提出等の場合の罰則	・ 原則として、一〇万ドルの罰金、一年以下の懲役	・ 規定なし
6 裁判所による資料提出要求	・ 資料提出を命ずること可 ・ 罰金を科すること可	・ 形式的には可能 ・ なし
【租税条約】 租税回避防止規定	・ トリーティ・ショッピング条項あり	・ なし

〔注〕

- (1) 主税局総務課「調査時報」7巻六号(昭三六・六)一〇頁以下
- (2) Pugh Hellawell, Taxation of Transnational Transactions 1987-1988, p. 246
- (3) Richard A. Gordon, Tax Havens and Their Use by United States Taxpayers - An Over View, 1981, p. 45
- (4) Gordon, *ibid.*, p. 45

なお、米国の制度には、外国において米国の(最高)税率の九〇%超の税率で課税されている等一定の要件を満たす所得は合算課税されない(第二章第三節Ⅳ・1・(2)・イ・(4)・B)という規定がある。この規定により高率課税所得が対象から除外される(すなわち、タックス・ヘイブンを又はこれに類する国のみが対象となる)とみることも可能であるとすれば、実質的意味で対象地域限定方式に近いものとみることできる。

- (4) Jamie S. Martin and A. dale Wilson, Notes - "Comparative Analysis of system of Domestic Taxation of Controlled Foreign Corporations" (1981), 14 Vanderbilt Journal of Transnational Law, p. 101 及び小松芳明「自由企業体制を尊重する税法」国際税務一〇巻一号(一九九〇・一)八頁
- (5) Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986 (H. R. 3838 99TH Congress; Public Law 99-514) pp. 962-963, Martin and Wilson, *ibid.*, p. 109
- (6) Barry Bracewell-Milnes, International Tax Avoidance-A Study by the Rotterdam Institute for Fiscal Studies, vol. B: Country Reports, 1978, pp.242-243, なお OECD に対して考えられた課税繰延び相当額は「米国税税歳出予算 (the US Tax Expenditure Budget) の中の租税歳出の項に掲げられている (一九七八年租税歳出予算参照) (Barry Bracewell Milnes, *ibid.*, p.242)。
- (8) Martin and Wilson, *ibid.*, p. 101
- (9) Brian J. Arnold, The Taxation of Controlled Foreign Corporations: An International Comparison, (1986) p. 410
- (10) Arnold, *ibid.*, p. 410 なお 同書五〇五〜五〇六頁には次のことが述べられている。
「米国のこのようなサブパート F 条項の適用に対しては次の二つの批判がなされている。
(1) スイスの販売子会社が西独の租税を回避したとすれば、西独もこれに課税する権限があることから、米国が西独に代わって課税すべきではない。
(2) 米国のサブパート F 条項の適用によりタックス・ハイブーン税制の重複適用 (西独は Aussensteuergesetz を適用) という事態が生ずる。
この重複適用による二重課税の排除を定める国は、西独とフランスである。これら以外の国でも租税条約があれば相互協議事項を根拠に二重課税を排除する途がある。なお、一般にこの種の二重課税の排除には次のような困難が伴う。
(イ) 第一次的課税権 (primary right to tax) を有するのはいずれの国とすべきか。すなわち外国税額控除を行うのはいずれの国とすべきか (問題の OFCO の直接の親会社に第一次的課税権を認め、子会社等から税額計算等のための資料の入手権限の一番強い ultimate parent corporation が外国税額控除をするのが実務的観点からも適当と思われる)。」

(a) 外国税額控除の対象となる外国税を課した国のタックス・ヘイブン税制におけるティンテット・インカムの範囲が外国税額控除国におけるそれと異なる場合等制度の相違により生ずる困難性をどのように解決するか。

(11) 資本輸出の中立性とは、国内の納税義務者が国内投資をする場合と国外投資をする場合のいずれか一方を他方に比して不利 (discourage) 又は有利 (encourage) にすることのないことを確保するという考え方である (Arnold, *ibid.*, p. 408)。

(12) Joint Committee on Taxation, *ibid.*, p. 364

(13) 戦後における米国の国際課税ルールが、米国の強い経済力を背景に資本輸入中立性よりも資本輸出中立性が優れたものとされていたこと及び一九八〇年代における米国の経済力の相対的低下とともに、外資系企業に対する課税の強化 (例えば、一九八九年の支店利子税の実施及び報告義務の強化等) 等に見られるように資本輸入中立性さえも軽視する動きにある点について黒田東彦、「最近における国際課税の流れ」国際税務一〇巻一号 (一九八〇年) 一〇～一一頁参照。なお、国際課税の理念として探究されているのは「資本輸出の中立性」であることについて、小松芳明「最近における米国の在米外国企業課税の強化と租税条約との抵触について」亜細亜法学二六巻一号一二二～一二三頁、佐藤光夫「『貧すれば貧す』に倣うな——国際課税の原理——」国際税務一二巻一号七頁参照。

(14) 資本輸入中立性とは、ある一つの課税管轄権の中で競争をしている納税者同士は同一の税負担であるべきであるという考え方である (Arnold, *ibid.*, p. 409)。

(15) Arnold, *ibid.*, p. 409。なお、外国企業からの投資に関する資本輸入中立性の確保の考え方は、国際租税条約にもみられる (OECDモデル租税条約第二四条の無差別条項参照)。

(16) この点について若干敷衍すると、例えば、タックス・ヘイブン国で行う真実の能動的事業 (ホテル事業などに課税することとなれば、現地における資本輸入中立性に反することとなる。従って、この資本輸入中立性に配慮して、このような能動的事業をタックス・ヘイブン税制上適用除外とするのである (Arnold, *ibid.*, p. 447)。

(17) 一九七六年にインターナショナル・ボイコット所得及び賄賂等の額がサブパートF所得に追加されたのは、課税繰延べを放置することにより租税制度自体が連邦政府の政策に逆行する形で財政補助を与えることになるという点にあった (Bracewell-Milnes, *ibid.*, p. 250)。

- (18) Hellawell, *ibid.*, p.251
- (19) 田代有嗣、吉牟田勲「海外子会社の法律と税務」二八八～二八九頁（商事法務研究会、平一）
- (20) 田代、吉牟田・前掲注（19）「海外子会社」二九六～二九七頁。
- (21) 第一節1・2末尾の【表】参照。
- (22) 第一節1・2末尾の【表】参照。
- (23) 高橋元「タックス・ハイブン対策税制の解説」八一頁以下（清文社、昭五十四）
- (24) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九二頁。この他に、本税制の目的に関連して、日本企業の正常な営業活動又は国際市場における競争力を阻害しないという点が指摘される場合がある（Arnold, *ibid.*, p. 408 及び高橋・前掲注（23）「対策税制」一二九頁）。しかし、これは、制度導入の直接的な目的というよりは、制度を仕組むに当たってその内容を正常な営業活動の阻害にならないものにしていくという意味で資本輸入中立性あるいは国際競争力の維持といった面の配慮から生ずる政策上の目的である。従って、両者は次元の異なる問題ではなからうか。
- (25) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九二頁
- (26) 高橋・前掲注（23）「対策税制」一二九頁
- (27) 田代、吉牟田・前掲注（19）「海外子会社」二八八頁以下。「間接課税」とは、例えば、「タックス・ハイブンにある子会社の特定の所得を親会社の所得に合算して課税するもの」（田代、吉牟田・前掲注（19）「海外子会社」二八八～二八九頁）であることから、形式的レベルの議論をするならば、外国の子会社等に対する課税ではなく、本国の親会社に対する課税とみる考え方のように思われる。
- (28) 田代、吉牟田・前掲注（19）「海外子会社」二九六頁以下。「直接課税」とは、例えば、「外国に本店を有する法人であっても、その法人の管理・支配の場所が自国に在れば、その法人を内国法人として取扱ひ、課税するもの」（田代、吉牟田・前掲注（19）「海外子会社」二八八～二八九頁）であることから、形式的及び結果的に内国法人として取扱われるであろうが、立法又は仕組み方いかんによっては、外国の子会社等に対する課税とみることもできる場合もあるのではなからうか。
- (29) もっとも、直接課税の考え方で立法する場合、外国子会社等を、法律上内国法人とみなす規定を導入することになる場合も

あり得るものと考えられ、そのような場合、本文（本章、第一節Ⅰ・2・(2)ロ(ロ)）に述べるように「現実の経済の国際化の様……」等との兼合いを考慮した結果、制度の内容が合理的な範囲にとどまる限り、そのような考え方に基づく立法は是認される場合もあり得るのではなからうか。

- (30) 各国が等しく国際化している今日では、国家主権の存在を強調し租税高権の名の下に独自の課税権を行使するといった時代は終わり、課税面での国際的コンセンサス（協調）が必要不可欠となつてきている（小松芳明「課税面での国際協調」国際税務九巻八号九頁（平一）。タックス・ヘイブン税制も基本的に例外ではないと考えられる。

- (31) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九二頁。なお、我が国のタックス・ヘイブン税制が資本輸出中立性をどの程度考慮したものであるかについては、当該税制がタックス・ヘイブン所在のものでかつ現地で活動することにつき経済合理性のないものについてのみな合算課税を行うという限定的側面に着目する立場から、資本輸出中立性の考え方を否定したものとみる見方がある（Arnold, *ibid.*, p. 273）。

- (32) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九七頁。

- (33) タックス・ヘイブンの子会社の株主が居住者の場合は、雑所得の収入金額とみなして課税される（措法四〇の四①）。

- (34) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九三頁。

- (35) 田代、吉牟田・前掲注（13）二八八～二八九頁。

- (36) 田代、吉牟田・前掲注（13）二九四頁。

- (37) 小松芳明「法人税法概説（四訂版）」二一八頁（有斐閣、平二）

- (38) 高橋・前掲注（23）「対策税制」九三頁。なお、この場合、法律的仕組みとしては、本税制が、実質所得者課税の原則（法一一条）と異なり特定外国子会社等の留保所得の帰属関係を否認することはしないため、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上（法法二二条）独立した法人格をもつ当該特定外国子会社等の留保所得のうち持分相当額を内国法人の収益とみなすといった手法を採っている。

- (39) 日米租税条約は、「合衆国の法人」及び「日本国の法人」に適用されることとなっており、その定義を参考までにみてみると、例えば、「合衆国の法人」とは、「合衆国、その州もしくはコロンビア特別区の法令に基づいて設立されもしくは組織され

た法人又は法人格を有しない団体で合衆国の租税に関し合衆国の法人として取り扱われるものをいう」とされている(傍線筆者)。(日米租税条約第二条(1)(b)(i))。この定義では、合衆国の法人の範囲を米国内法(税法を含む)・上法人とされる者をそのまま「合衆国の法人」としている。この点については、同条約上の「日本国の法人」についても同様である。

- (40) 「五〇%超」とされた理由は、日本の制度における説明としては、本制度が輕課税国に所在する外国法人に対する資本關係を通じて經濟實質的な支配力を利用して租税負担を不当に輕減することを目的としていることから、租税負担の不当な輕減の意圖を推定するに足る基準として外国法人の發行済株式の過半を直接・間接に所有している場合とすることが適當と考えられたこと、一口にいえば、五〇%超は支配の絶対的要件であることがあげられている。なお、諸外国の制度も五〇%超の基準を採用しており、我が国の場合、商法において他の会社に対して五〇%超の支配力を有する会社は当該他の会社に対して營業報告を求めることができるという子会社調査權の規定(商法第二七四条の三)がある(高橋・前掲注(23))「対策税制」九四頁以下。

- (41) 一九八六年租税改革法(Tax Reform Act of 1986, H. R. 3838, 99TH Congress; Public Law 99-514)の議會における審議の過程で、下院より具體的支配基準の「五〇%超」を「五〇%以上」とする案が出されていた。しかしながら、形式上五〇%の所有となるような事案に対する対応は、現行レギュレーション§ 1.957-1(b)の規定により適切に行うことが可能であるとして、結局この改正を議會は行っていない(Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, pp. 988, 989)。

- (42) 例えば、日本法人Aと米國法人B(ともに非關連者)とがちょうど五〇%ずつの株式所有割合となっている法人二社(X会社及びY会社)をタックス・ヘイブン國に設立し、X会社代表權及びすべての意思決定權をBが有するといった取極(明示か暗黙かは不問)であるような場合(大銅貴博「タックス・ヘイブン活用の実際」一六二頁(日本実業出版社、昭六十二年)、事實の認定の問題としてこうした取極否認が行われることがあり得よう。

- (43) 平成四年度の税制改正案において、我が國のタックス・ヘイブン税制上の輕課税國指定制度が廃止される旨報道されている(日本經濟新聞平成三年十二月六日)。仮に、この改正が行われれば、対象地域に限定がなくなったこととなり、対象地域の範囲(但し租税負担率の問題を除く)に限り、形式的には米國の制度と同様となる。

(44) この規定(新法)は一九八六年租税改革法により導入されたものである。この規定の導入前は、「CFCを通じて所得の稼得目的が主として租税の減少にあるのではないことを納税者が立証したときはサブパパートF所得から除外する」旨の規定(旧法)となっていた。旧法に代わり新法が導入された背景及び理由は次のとおりである。

旧法には明確な基準がなく、執行困難な規定も存在しており(例えば、CFCの所在地国の税率を比較するに当たり、米国の税率の他にその他の第三国の税率も考慮しなければならない規定となっていた)、また、subjective testを採用していたことから納税者との間で紛争・訴訟が頻発していた。従って、適用のより容易な規定の導入が必要となっていた。

なお、この高率課税所得に係る九〇%超ルールは、資本輸出の中立性すなわち、国内投資と国外投資との中立性の確保という米国の基本政策を具体的に反映したものとみることができ、Arnold, *ibid.*, pp.394, 395 参照。

(45) 外国で米国税率(最高税率三四%)の九〇%超で課される所得というのは、外国で三〇・六%($34\% \times 90\% \approx 30.6\%$)超の税負担を負う所得をいうことになる。日本の制度にいう軽減課税国は二五%未満の国を対象としており、米国の制度(三〇・六%超)との間の開きは従前よりも縮小してきている。

米国の制度は、主としてタックス・ヘイブン国をターゲットとして導入されたものである旨、導入時(一九六二年)に議会で議論された。Senate Committee Report, 87TH Cong., 2d Sess., S. Rep. No. 1881 (1962) 78, Reprinted in Jacob Rabin and Mark H. Johanson, *Federal Income, Gift and Estate Taxation*, vol. 7, Code and Congressional Reports, (1986), (New York: Matthew Bender) (loose leaf), p.7; 1201 参照。

(46) 日本の制度において「一〇%以上」とされた理由は、(1)一〇%以上の持分保有者は日本の商法において会計帳簿閲覧権を付与されているような大株主であり(商二九三条の六)、外国法人の経営に対して十分な影響を与えうるような存在であると考えられること、(2)制度の適用回避を図ることがあるとすればそのような意図を推認しうるに足る下限が一〇%の持分であろうと考えられたこと、(3)現実に課税対象となりそうな子会社等は我が国の単独の株主により一〇%近くの持分を保有されているようなものが多いという実態が勘案されたこと、さらに、(4)個々の株主の持分を一〇%未満とし分散保有による納税義務回避の可能性に対しては同族持株グループ全体で一〇%以上の持分を有する場合にはこの一〇%基準を撤廃して持分の大きさのいかんにかかわらず本制度を適用することとしていること、があげられている(高橋・前掲注(23)「対策税制」九

四頁以下)。

(47) 五〇%超判定上の価額テストは、一九八六年租税改革法により追加されたものである。この改正の背景には、米国の納税者による次のような操作が行われていたという事情があったようである (Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, p. 983)。すなわち、米国の納税者が外国法人の議決権のない株式を所有することにより実質的に株式の価額の五〇%超を所有しているにもかかわらず、議決権のある株式については五〇%以下の所有という形式を創出することにより本制度の適用回避を図るという事例があったものである。なお、一九八六年租税改革法により、保険会社に係る二五%基準 (九五七(b)) 及び外国同族持株会社に係る五〇%超基準も議決権テスト及び価額テスト双方により判定されることとなっている。

(48) 法律上、輕課税国とは「本邦における法人の所得に対して課される税の負担に比して法人のすべての所得又は特定の所得に対して課される税の負担が著しく低い国又は地域としてすべての所得又は特定の所得の区分ごとに政令で定める国又は地域」とされている (高橋・前掲注 (23) 「対策税制」九七〜九八頁)。「我が国における法人の所得に対して課される税に対しては、資本金一億円超の法人で課税所得が年七〇〇万円超のものが平均配当性向を三〇%とした場合、法人税、事業税、道府県民税及び市町村民税の実効税率が約四九・四六%となるということ及び我が国税法の中に「著しく低い」を五〇%未満と解する考え方があることである。これらの点から、我が国の実効税率を約五〇%とすれば、外国の法人税等に相当する実効税率が二五%未満の国又は地域が輕課税国とされることになる。」

なお、平成四年度税制改正案においては輕課税国は定制度が廃止される旨の報道が行われている (日本経済新聞平成三年十二月六日)。

(49) 高橋・前掲注 (23) 「対策税制」九八、一〇二〜一〇三頁。

(50) CFC合算すべき所得を大雑把に類型化すると、利子、一般配当、賃貸料又は使用料のような受動的投資所得 (passive investment income)、能動的事業所得 (active business income) 及び外国基地会社所得 (base company income) に分けられる。先進主要国のタックス・ヘイブン税制においては、能動的事業所得は、通常は、合算対象所得とはされない。Arnold, *ibid.*, p. 444 參照。

(51) 米国の制度には、関連者から受領する所得を合算所得とする旨規定する例が多い。従って、ある者が関連者の範囲に含まれるか否かは重要な意味を持つ。一九八六年改正前は、CFCに支配されるパートナーシップ、信託、遺産は関連者に含まれていなかったが、そのことを利用する事例が見受けられたこともあり、一九八六年改正でこれらの者が関連者の範囲に含まれた (Joint Committee on Taxation, *ibid.*, p. 989)。

(52) 一九八六年租税改革法では、課税繰延べの防止により内外投資の中立性を確保し資本の効率的利用を図るとの従来の基本ポリシーの下、具体的には、現行法のサブパートF条項に定める適用除外規定の範囲が広すぎるためいくつかの所得について米国の課税が繰延べされているという問題の認識を踏まえて所得の拡大のための改正が行われた。Joint Committee on Taxation, *ibid.*, pp. 964, 965 参照。

(53) 一九八六年の改正前には合算所得の範囲に含まれていなかった例えば次のような所得を各々次の理由から、合算所得の範囲に含めることとされたものである。Joint Committee on Taxation, *ibid.*, pp. 966, 967 参照。

1 銀行業者である非関連者から受領した配当、利子、ゲイン

(理由) 貸付行為に係る所得は、その資金の源泉、使用等の場所がどこであろうともタックス・ヘイブンに子会社等を設立してそこで記帳のみを行うことにより当該子会社等の所得とすることが容易である。

2 同一国内の関連者から受領した利子・配当

(理由) 同一国に所在するAがB (A及びBは関連者) に利子を支払うと、Aの所得が利子相当額だけ減少し、受領者Bに対しては、同一国除外 (the same country interest exception) に基づき課税が行われない。

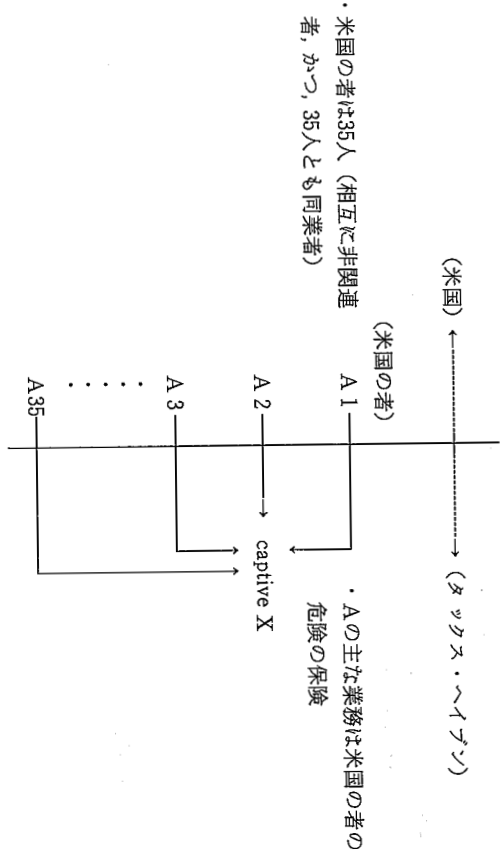
3 保険会社の準備金等の投資に係る所得

(理由) 米国の銀行、保険会社のタックス・ヘイブンにおける設立が増えている事実は、これの利用による課税繰延べ、外国税額控除システムの濫用の存在を示している。

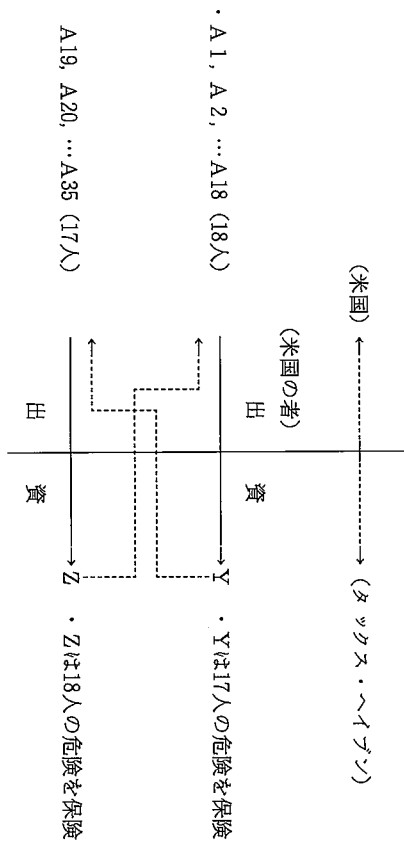
(54) 一九八六年改正で、CFCの所得 (受取保険料) に係る被保険者が当該CFCの米国株主等 (株式所有割合は1%でもよい) であるか又は当該米国株主等の関連者であるときに関連者保険所得とされた (キャプティブ・インシュランス・カンパニーに対する課税)。従って、下図の【例1】のケースではキャプティブXに対する課税が可能になる。しかし、下図の【例

2】のケース（Xを解散し新たにY社、Z社を設立）、cross-insurance arrangementを比べ（ケース）ではなくのように取り扱
 われるであろう（Joint Committee on Taxation, *ibid.*, pp. 981, 982）。

【例1】



【例 2】 前述【例 1】において、Xが解散しYとZを新しく設立し、
cross insurance arrangement を締結する例



(55) 廃止の理由は、一九八六年改正前の適用除外措置が米国による foreign flag shipping operation への投資を促進したこと
の認識の下に、議会が、他国の海運活動へ米国から投資することが十分に米国の利益になるか否かについて疑問を呈したこと
である (Joint Committee on Taxation, *ibid.*, p.970)。

(56) 一九八六年改正前のデ・ミニミス・ルール (旧法) は、外国法人の総所得 (gross income) に占める外国基地会社所得 (保
険所得を含む) の割合が一〇%未満の場合には、その外国基地会社所得としての認識は一切行われず、従って、課税は行われ
なかった。旧法の下では、一〇%未満の要件を満たせば、外国基地会社所得の金額がいくら大きくとも課税されないという弊
害があったことから改正されたものである。一九八六年改正後は、一〇%の基準が引下げられ、また、一〇〇万ドルという絶

対額基準が設けられ、結局、5%又は一〇〇万ドル未満の場合にのみ課税されないこととなった (Joint Committee on Taxation, *ibid.*, p. 900)。絶対額基準が設けられていなかった旧法の下で多額の外国基地会社所得について非課税を受けていた多国籍企業にとって、改正以後は、一〇〇万ドル未満の外国基地会社所得を多数のCFCに分散させる道しか非課税の恩典を受ける道がなくなった。しかし、この方法も多数のCFCに分散させるために要するコストとの兼ね合いを考慮すると実質的に抜け道は塞がれたといつてよいのではなからうか (Gerald T. Ball *etc.*, *How U. S. Shareholders of a CFC are Taxed after TRA '86*, *The Journal of Taxation*, June 1987, p. 356)。

(57) 一九八六年改正でそれ以前 (旧法) の規定にこの二つの制限が加えられた理由は次のとおりである。旧法上の過年度損失控除制限 (accumulated deficit rule) 及び関連会社損失の控除 (chain deficit rule) の下では、過年度の非サブパートF損失の控除はこの損失の属する所得の種類と異なる種類の黒字所得からの控除が認められており、次のような問題が生じていた (Joint Committee on Taxation, *ibid.*, pp. 971~973)。

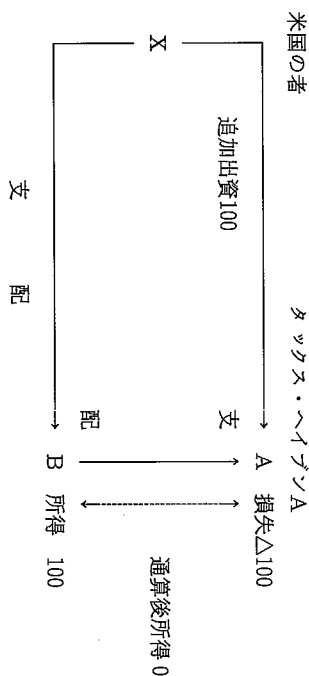
(1) 過年度損失控除制度の下では、例えば、納税者が動産を (赤字の) CFCに移転させてそれから生ずる所得に対する (米国の) 租税を免れるということが行われていた。

(2) 関連会社損失の控除制度の下では次のような問題が生じていた。

イ 米国法人が赤字の外国法人を買収し、サブパートF所得をシェルター (shelter) する (但し、IRRSが内国歳入法二六九条に基づき租税回避目的であることを証明できるケースは課税となる)。

ロ 本制度は、国外支店損失に係るゲインに対する課税の規定 (設立当初は赤字となる国外支店を、黒字転換時から子会社にすることへの対処のための規定。内国歳入法三六七(a)(3)(C)参照) と整合性がない。つまり、本制度の下では、他の外国法人の赤字を使ってCFCが課税繰延べをするという欠陥があった。

ハ 次の例のように、同一の損失が二度利用されるという欠陥があった。



(結論)

第一年目……………合算所得〇

第二年目……………XのAに対する出資が内国歳入法一六五(s)に基づき worthless securities としてXの課税所得を減

少させる。なお、赤字のCFCに対する資金援助を行い、後でその債権を write off することによっても前述と同様の租税回避が可能であった。

- (58) 日本の制度は、連結納税制度的な考え方に基づくものではなくところから親会社と子会社等との損益通算は認められていない(高橋・前掲注(23)「対策税制」九三頁)。これは、日本の制度が結局は租税回避を防止するための制度であって租税の軽減を図っている場合に限り適用されるものとの考え方が政策上採用されているからであろう(国際税務一〇巻三号四九〜五〇頁)。

- (59) 分離限度額方式 (a separate limitation method) とは、国外所得を複数の所得グループ (a separate category) に分類してこれらの各々の所得グループごとに控除限度額の計算及び外国税額控除を行うことをいう。一般に、国際的な二重課税の排除方式には、外国所得免除方式 (foreign income exemption method) と外国税額控除方式 (foreign tax credit method) とがあり、後者の方式には、一括限度額方式 (an overall limitation)、国別限度額方式 (a per-country limitation)、所得項目別

限度額方式などがある。なお、日本の現行法人税法は基本的に一括限度額方式をとっている。米国の分離限度額方式は一括限度額方式に属するものであり、その内容は、次の九つの所得グループごとに限度額を計算するものとなっている（IRCC九〇四(d)）。米国の制度では所得項目の細分化が行われており、その意味では所得項目限度額方式に近づいていることとみることも可能である。

- 1 受動所得 (passive income)
- 2 高率源泉徴収利子 (high withholding tax interest)
- 3 金融サービス所得 (financial service income)
- 4 海運所得 (shipping income)
- 5 配当 (dividends) (但し、原則としてCFCを除く外国法人のうち間接外国税額控除の対象となるものから配当を受領する外国法人の場合に限る。)

6 DISC等からの配当 (dividends from DISC)

7 外国貿易所得

8 FSC等からの分配

9 その他の所得 (上記1〜8以外の所得)

- (60) 国内法（内国歳入法）で所得の源泉を変更することにより、米国が締結した租税条約上の源泉規定との抵触が生ずる場合には、原則として租税条約上の源泉規定が優先する。すなわち、CFCから取得した所得でIRCC九〇四(a)により米国内源泉所得とされる額は、それが租税条約の規定により米国外源泉所得とされる場合には米国の納税者が租税条約の定めを適用することの選択（IRCC九〇四(a)(10)に定める利益の選択）を行うことを条件として租税条約の定めが適用される（IRCC九〇四(a)(10)）。

- (61) 米国の議会の考え方を敷衍して説明すると次のとおりである。外国税額控除は、国外所得に対する二重課税すなわち国外所得が生じた外国における課税と当該国外所得に対する居住地国での全世界所得課税 (worldwide income taxation) による二重課税を回避することを目的とする。すなわち、米国に例をとって具体的にいえば、米国の納税者の国外所得に対して課す

こととなる米国の租税と当該国外所得に対して外国が課した外国の租税とを相殺するのが外国税額控除本来のあり方である。従って、外国の租税が米国内所得に対する米国の租税から控除されるような形で外国税額控除制度が機能するようなことがあつてはならぬ。Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Revenue Provisions of the Tax Equity and Fiscal Responsibility Act of 1982 (H. R. 4961, 97TH Congress; Public Law 97-248), p. 68

(62) Commerce Clearing House, Inc., Explanation of Tax Reform Act of 1981, p. 163

(63) Joint Committee on Taxation, General Explanation of the Tax Reform Act of 1986, pp. 861-862

なお、一九八六年租税改革法により米国の税率が外国のそれに比してさらに相対的に引下げられている。そこで、その後における米国の納税者による控除余裕枠の創出行動例えば低税率の外国に対して容易に移転が可能な不動産の国外移転による低税率国外所得の移得行動が加速される可能性を議会は示唆している。Joint Committee on Taxation, *ibid.*, p. 862 参照。

(64) 税制調査会、「税制の抜本的見直しについての答申」(昭六十一) 六〇頁。

(65) 昭和六十三年十二月改正の基礎にあるのは、国際的二重課税の排除は本来所得項目別限度額方式のように個々の所得ごとに考えるべきであるという思想である点米国の考え方と軌を一にする。しかし、所得項目別限度額方式は国外源泉所得及び費用のそれぞれについて対応計算をすることが要求され、執行・納税上の負担が重大であるという問題がある。中尾武彦「外国税額控除制度の改正」国税庁「昭和六十三年改正税法のすべて」三三八頁。

(66) 税制調査会「税制の抜本的見直しについての答申」(昭六十一) 六九頁。

(67) 中尾・前掲注(65)「外国税額控除制度の改正」三三八頁

(68) 中尾・前掲注(65)「外国税額控除制度の改正」三三八頁

(69) 中尾・前掲注(65)「外国税額控除制度の改正」三九〇頁

(70) 現行の所得の内外区分ルールの下では、例えば従業員の比率が国内と国外でそれぞれ五〇%なのに所得のすべてを国外で得たような形となっている場合があり、企業の内外活動の実態からみて必ずしも妥当と思われない結果が生じているとの指摘があった。つまり、控除限度額が算出法人税に等しいようなケースでは外国税額控除後の我が国への納付税額が全くないということにもなり得る。中尾・前掲注(65)「外国税額控除制度の改正」三八六～三八七頁。

(71) 高橋・前掲注(23)「対策税制」一七九頁。

(72) 一九八九年八月署名の米・独租税条約のトリートイ・ショッピング条項の概要は、次のとおりである。(同条約第二八条)

1 条約適用対象者の制限

次の者(個人を除く)には、原則として条約上の恩典を与えない。

(1) 投資又は投資の管理を行うもの(銀行業及び保険業者を除く)(business connection test)

(2) 非上場法人(public trading test)

(3) 非居住者に五〇％超を支配されている(ownership test)者(但し、その総所得の五〇％超が条約の恩典を受けられない者に対する債務の支払いに充てられている(base erosion test)場合に限り)

2 権限のある当局の裁量

源泉地国の権限のある当局は、前述1の者に対して条約の恩典を与えることができる。

なお、一九九一年十二月十九日に署名された米・バルバドス租税条約改正議定書(この議定書は、一九八四年の米・バルバドス租税条約を改正するものである)にも、米・独租税条約のトリートイ・ショッピング条項に類似する規定が盛り込まれており(Tax Note International, vol. 1, No. 18, U. S. Sings Amending Protocol to Barbados Tax Treaty, p. 451)近年における米国の租税条約締結のポリシーとしてのトリートイ・ショッピング条項の採用を実践してきている。

(73) CCH Standard Federal Tax Reporter, 1989, vol. 7, p. 51014

(74) 相手国の法律によりIRSへの資料提出ができなかった旨の納税者の主張が裁判所により退けられた最初の租税裁判所の判決として「Flying Tiger」社対IRS 一九八三・六・一三がある(国際税務九卷一〇号六頁)。